

令和8年度 当初予算案等説明資料

1. 保健医療局所管予算案	ページ
(1) 総括	1
(2) 重要施策の概要	3
(3) 款項目別説明資料	
ア. 一般会計(議案第27号)	31
イ. 後期高齢者医療特別会計(議案第28号)	55
ウ. 国民健康保険事業特別会計(議案第29号)	63
エ. 市立病院機構病院事業債管理特別会計(議案第39号)	79
(4) 負担金、補助及び交付金	85
2. 条例案	
(議案第67号)	
福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	87
3. 組織編成案	125

保健医療局

1. 保健医療局所管予算案

(1) 総括

区分	令和8年度 予算額(A)						
	歳入	歳出 (対前年度伸び率)	財源内訳			当該事業財源	一般財源 (対前年度伸び率)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一般会計	23,695,339	88,917,896 (1.5%)	20,153,841	490,000	3,051,498	-	65,222,557 (1.7%)
後期高齢者医療特別会計	32,673,197	32,673,197 (19.8%)	32,547	-	51,897	26,360,000	6,228,753
国民健康保険事業特別会計	145,485,429	145,485,429 (0.5%)	96,286,899	-	4,143,372	25,295,411	19,759,747
市立病院機構病院事業債管理特別会計	660,039	660,039 (△ 0.5%)	-	-	660,039	-	-
局計	202,514,004	267,736,561 (2.8%)	116,473,287	490,000	7,906,806	51,655,411	91,211,057

(差引増減)

(△印 減)

区分	差引増減(令和8年度予算額：A) - (令和7年度予算額：B)						
	歳入	歳出	財源内訳			当該事業財源	一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一般会計	200,620	1,308,528	847,832	348,000	△ 995,212	-	1,107,908
後期高齢者医療特別会計	5,394,710	5,394,710	△ 180,987	-	4,712	4,829,000	741,985
国民健康保険事業特別会計	702,065	702,065	△ 425,902	-	528,060	580,083	19,824
市立病院機構病院事業債管理特別会計	△ 3,539	△ 3,539	-	-	△ 3,539	-	-
局計	6,293,856	7,401,764	240,943	348,000	△ 465,979	5,409,083	1,869,717

区分	令和7年度 予算額(B)								
	歳入	歳出	財源内訳				当該事業財源	一般財源	
			特定財源			千円			千円
			国県支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
一般会計	23,494,719	87,609,368	19,306,009	142,000	4,046,710	-	64,114,649		
後期高齢者医療特別会計	27,278,487	27,278,487	213,534	-	47,185	21,531,000	5,486,768		
国民健康保険事業特別会計	144,783,364	144,783,364	96,712,801	-	3,615,312	24,715,328	19,739,923		
市立病院機構病院事業債管理特別会計	663,578	663,578	-	-	663,578	-	-		
局計	196,220,148	260,334,797	116,232,344	142,000	8,372,785	46,246,328	89,341,340		

(参考) 市全体の予算における保健医療局所管予算規模の状況 (△印 減)

区分	令和8年度		令和7年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度
	当初予算額 (対前年度伸び率)	区分別 占有率	当初予算額 (対前年度伸び率)	区分別 占有率	当初予算額 (対前年度伸び率)	当初予算額 (対前年度伸び率)	当初予算額 (対前年度伸び率)
	千円		千円		千円	千円	千円
一般会計	1,131,811,000 (1.71%)		1,112,830,000 (2.80%)		1,082,537,000 (3.12%)	1,049,756,000 (0.84%)	1,041,010,000 (△ 1.28%)
保健医療局所管予算	88,917,896 (1.49%)	7.86%	87,609,368 (6.98%)	7.87%	81,895,086 (1.71%)	80,521,862 (△ 8.43%)	87,938,926 (21.11%)
特別会計	691,900,951 (3.67%)		667,413,931 (△ 7.67%)		(※1) 722,874,308 (3.16%)	700,726,477 (△ 2.07%)	715,523,605 (△ 7.22%)
保健医療局所管予算	178,818,665 (3.53%)	25.84%	172,725,429 (1.99%)	25.88%	169,362,948 (2.55%)	165,152,023 (2.15%)	161,682,486 (△ 0.59%)
企業会計	363,029,561 (2.53%)		354,070,520 (3.50%)		342,111,363 (2.44%)	333,950,498 (1.46%)	329,145,578 (△ 0.47%)
保健医療局所管予算	-		-		-	-	-
全会計合計	2,186,741,512 (2.46%)		2,134,314,451 (△ 0.62%)		(※1) 2,147,522,671 (3.03%)	2,084,432,975 (△ 0.06%)	2,085,679,183 (△ 3.28%)
保健医療局所管予算	267,736,561 (2.84%)	12.24%	260,334,797 (3.61%)	12.20%	251,258,034 (2.27%)	245,673,885 (△ 1.58%)	249,621,412 (6.11%)

※1 令和6年度2月議会において設置された企業等成長支援事業特別会計を含む。

(2)重要施策の概要

8年度予算額
(前年度予算額)

1 健康づくりの推進

(9,515,425 千円
9,957,100 千円)

1 超高齢社会に対応する健康づくりの推進

(37,110 千円
40,055 千円)

生活習慣病や健康増進に関する知識普及のため、保健福祉センターや公民館等で健康教育や健康相談を実施する。
高齢者の多様な健康問題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防など、保健事業と介護予防事業を一体的に市内全圏域で実施するとともに、国民健康保険事業においては、骨粗鬆症による骨折既往者を対象に、骨粗鬆症治療を促す受診勧奨や骨折予防のための保健指導を実施する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
健康教育・健康相談	5,488	○生活習慣病予防や健康増進に関する知識普及のため、保健福祉センターや公民館などで健康教育や健康相談を実施	○生活習慣病予防や健康増進に関する知識普及のため、保健福祉センターや公民館などで健康教育や健康相談を実施 ・健康教育の実施回数 約1,500回
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	16,416	○後期高齢者への保健事業を継続実施するとともに、医療・健診・介護データを活用した保健事業と介護予防事業を連携し、全区で事業を実施 ・高齢者に対する個別的支援(後期高齢者健康診査フォローアップ事業) ①生活習慣病重症化予防事業 ②低栄養改善事業	○医療・健診・介護データを活用した後期高齢者の保健事業と介護予防事業を連携し、より効果的かつ効率的に支援を実施 ・高齢者に対する個別的支援(後期高齢者健康診査フォローアップ事業) <対象者見込数> ①生活習慣病重症化予防事業 約200人 ②低栄養改善事業 約200人
二次性骨折予防事業【国保特会】	15,206	○骨粗鬆症による骨折既往者へ骨粗鬆症の治療を促す受診勧奨や骨折予防のための保健指導を実施	○骨粗鬆症による骨折既往者へ骨粗鬆症の治療を促す受診勧奨や骨折予防のための保健指導を実施 ・対象者 約500人

2 生活習慣病対策の推進

1,304,564 千円
(1,329,537 千円)

生活習慣の改善を図るため、栄養・食生活、喫煙、飲酒対策に取り組むとともに、歯・口腔の健康づくりについては、関係機関の資源を活用しながら、各ライフステージの特性に応じたプロジェクトを実施し、国民健康保険事業においては、運動・食生活改善の個別支援プログラムを実施する。

糖尿病・高血圧等の生活習慣病については、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率向上に取り組むとともに、生活習慣病の予防、重症化予防の保健指導を推進する。

また、加入保険に関わらず、市民全体の生活習慣病の早期発見、重症化予防のため、医療保険者や医療関係者等と連携した啓発や仕組みづくりに取り組む。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
拡充 栄養・食生活対策	31,455	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善推進員の養成、成人・高齢者に対する栄養指導や相談、減塩に関する広報・啓発や健康料理教室などを実施 ○料理教室や普及啓発イベントの開催、健康・食育パートナーズ店舗の普及 ○福岡市食育推進計画の普及・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然に野菜をとることができる食環境を整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・大学の学食における実証実験 ・スーパー等へ普及啓発等を実施 ○食生活改善推進員の養成、成人・高齢者に対する栄養指導や相談、減塩に関する広報・啓発や健康料理教室などを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の養成7教室開設 ・健康料理教室約90回開催 ○料理教室や普及啓発イベントの開催、健康・食育パートナーズ店舗の普及 ○福岡市食育推進計画の普及・推進

栄養・食生活対策

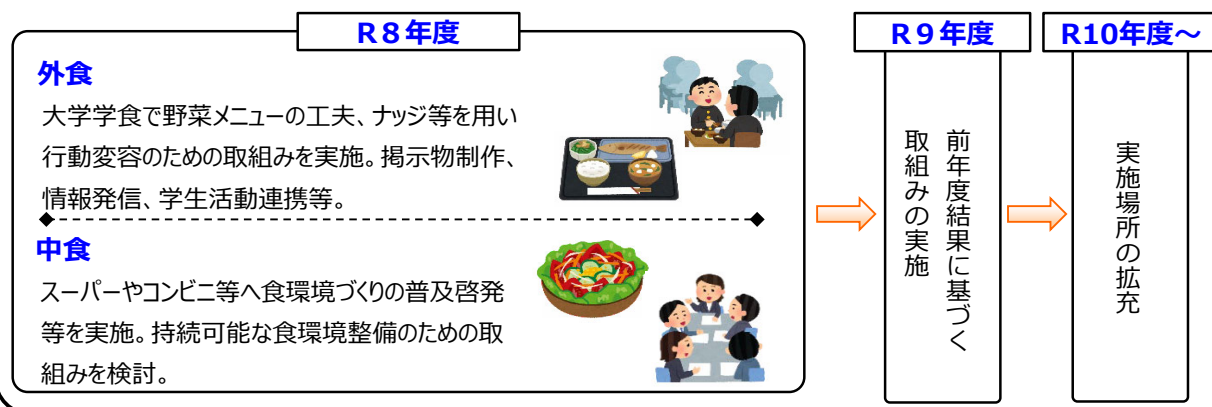
31,455千円

生活習慣の改善を図るため、栄養・食生活に関する取組みを実施

野菜摂取の推進

新規 自然に野菜をとることができる食の環境づくり (4,241千円)

野菜摂取が減少する中、「野菜1日プラス100g」を目指し、自然に野菜をとることができる食環境を整備する。



事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
喫煙対策	12,280	<p>○たばこの害や禁煙外来に関する普及啓発、世界禁煙デーに併せた啓発イベントなどを実施</p> <p>○受動喫煙対策に関する普及啓発、改正健康増進法に基づく届出受付、標識交付、通報受付、現地確認、指導などを実施</p>	<p>○たばこの害や禁煙外来に関する普及啓発、世界禁煙デーに併せた啓発イベントなどを実施</p> <p>○受動喫煙対策に関する普及啓発、改正健康増進法に基づく届出受付、標識交付、通報受付、現地確認、指導などを実施</p>
飲酒対策	564	<p>○生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に関する広報啓発、適正飲酒指導を実施</p>	<p>○健康に配慮した飲酒に関する普及啓発や飲酒運転違反者等に対する適正飲酒指導を実施</p>
歯・口腔の健康対策	76,074	<p>○歯科疾患予防と口腔機能向上のため、各種歯科健(検)診や保健指導事業を実施</p> <p>○歯科口腔保健に関する知識普及のため、市民向け歯科講演会などの広報啓発を実施</p> <p>○障がい者施設職員向けの講習会を実施</p>	<p>○歯科疾患予防と口腔機能向上のため、各種歯科健(検)診や保健指導事業を実施</p> <p>○歯科口腔保健に関する知識普及のため、市民向け歯科講演会などの広報啓発を実施</p> <p>○障がい者施設職員向けの講習会を実施</p>
オーラルケア28(にいほち)プロジェクト	52,760	<p>○治療よりも予防に重点をおいた、エビデンスに基づく全世代の歯と口腔の健康を守るプロジェクトを、産学官オール福岡で実施</p>	<p>○引き続き、治療よりも予防に重点をおいた、エビデンスに基づく全世代の歯と口腔の健康を守るプロジェクトを、産学官オール福岡で実施</p> <p>○ガムを活用した啓発や歯科医院での咀嚼力チェックなど市民の咀嚼意識向上の取組みを実施</p>

オーラルケア28（にいはち）プロジェクト

52,760千円

治療よりも予防に重点をおいた、エビデンスに基づく全世代の歯と口腔の健康を守るプロジェクト

オール福岡による歯科口腔保健の推進

福岡市歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、九州大学、福岡歯科大学などの関係機関と協力し、乳幼児・学齢期、成人期、高齢期など各ライフステージの特性に応じた効果的な歯科口腔保健推進プロジェクトを実施

〔乳幼児・学齢期〕

ポケモンスマイルではみがき大作戦
(小学1年生向けの啓発)
放課後児童クラブ等への
歯科衛生士派遣



〔成人期〕

産婦歯科健診



デンタルチェック18～20

(18歳から20歳向けの歯科健診)

〔高齢期〕

高齢者施設職員向け
の動画配信等による口
腔ケアの実践拡大



〔拡充〕 噛む活FUKUOKA

- ガムを活用し、よく噛むことの習慣化を図る
- ・ガムを活用した啓発
(オリジナルガムの配布箇所拡大など)
 - ・歯科医院での咀嚼力チェック



＜市のビッグデータ分析結果＞

何でも噛んで食べられる人に比べ、
噛みにくいことがある人は**1.2倍**
ほとんど噛めない人は**1.6倍**
要介護発生リスクが高い

©2020 Pokémon. ©1995-2020 Nintendo/Creatures Inc. /GAME FREAK inc. ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
慢性腎臓病（CKD）対策	6,050	«一般会計» ○CKD連絡協議会を運営し、CKD地域連携バスの運用状況確認・検討、医療従事者に対する研修会、市民向け講演会を実施 «国保特会» ○医療関係者や医療保険者などと連携し、CKD医療連携の仕組みの検討・試行や、通院継続の支援のツールの展開、市民啓発などを実施	«一般会計» ○引き続きCKD連絡協議会を運営するとともに、無関心層への効果的な啓発を実施 ○CKD医療連携の仕組みを全市展開し、医療関係者・保険者などの連携体制の強化を図る
生活習慣改善推進事業【国保特会】	8,197	○肥満の改善による生活習慣病の早期予防・改善のため、BMI25以上等の人に、フィットネス施設において、対象者に合わせた運動や食事の支援を4ヶ月間行うプログラムを実施	○肥満の改善による生活習慣病の早期予防・改善のため、BMI25以上等の人に、対象者に合わせた運動や食事の支援を4ヶ月間行うプログラムを、フィットネス施設で実施 ・定員 210名
糖尿病・高血圧などの生活習慣病対策	349,769	«一般会計» ○30歳代を対象に生活習慣病予防のための健診及び保健指導（よかドック30&ヘルシースクール）を実施 ○健康づくりサポートセンターを設置・運営し、糖尿病の重症化リスクが高い人への栄養・運動指導、治療中断防止の取組みなどを実施 «国保特会» ○健診結果から、生活習慣病の重症化リスクが高い未治療者への保健指導及び医療機関の受診勧奨を実施。また、前年度保健指導実施者のうち医療機関、健診未受診者に対して再勧奨を実施 ○健診結果やレセプトデータを活用し、糖尿病の重症化リスクが高い人への保健指導及び医療機関の受診勧奨を実施	«一般会計» ○30歳代を対象に生活習慣病予防のための健診及び保健指導（よかドック30&ヘルシースクール）を実施 ○健康づくりサポートセンターを設置・運営し、糖尿病の重症化リスクが高い人への栄養・運動指導、治療中断防止の取組みなどを実施 «国保特会» ○健診結果から、生活習慣病の重症化リスクが高い未治療者への保健指導及び医療機関の受診勧奨を実施。また、前年度保健指導実施者のうち医療機関、健診未受診者に対して再勧奨を実施 ・対象者見込数 約1,300人 ○健診結果やレセプトデータを活用し、糖尿病の重症化リスクが高い人への保健指導及び医療機関の受診勧奨を実施 ・対象者見込数 （治療中断者対策）約300人 （未治療者対策）約1,000人
一般会計	318,552		
国保特会	31,217		

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
特定健診 ・特定保健指導事業 【国保特会】	767,415	○生活習慣病予防のための健診、その結果に応じた適切な情報提供及び特定保健指導を実施 ○特定保健指導の遠隔実施事業を実施	○生活習慣病予防のための健診、その結果に応じた適切な情報提供及び特定保健指導を実施 ○特定保健指導の遠隔実施事業を実施 ・定員 200名

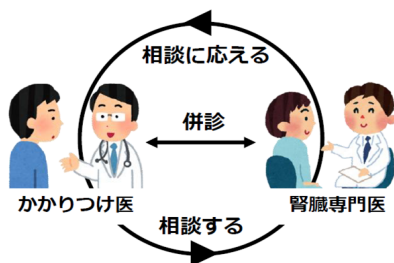
慢性腎臓病 (CKD)対策

6,050千円

重症化リスクの高い人にかかりつけ医と腎専門医が併診して、重症化を防ぐ医療連携モデルを全市へ展開

慢性腎臓病(CKD) 重症化予防に向けた対策の推進

かかりつけ医・専門医連携の仕組みを全市展開



- ・関係機関との調整・会議
- 医療関係者向け研修等の実施

CKD認知度向上の啓発

市民公開講座の実施など



医療関係者・保険者の連携体制の強化

関係者による連携推進会議で重症化予防の取組みを共有



CKDとは…

- ・腎障害や腎機能低下が持続する「慢性腎臓病」のこと
- ・日本の成人の**約5人に1人がCKD**
- ・自覚症状がほとんどないまま経過
- ・進行すると、末期腎不全となり人工透析等が必要に
また心筋梗塞や脳卒中、心不全などに至るリスクも高い



3 女性の健康づくりの推進

10,042 千円
(9,000 千円)

若年層のやせやロコモティブシンドローム（運動器症候群）など女性には特有の健康問題が存在し、その対策が必要であることを踏まえ、女性の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や予防に向けた取組みを推進する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
女性の健康づくり推進事業	10,042	<ul style="list-style-type: none"> ○若年女性のやせがもたらす健康課題について、当事者である若い女性と課題を共有し、効果的な情報発信の方法などについて検討するワークショップを実施 ○ロコモ予防に向けたエクササイズ体験教室の開催や、生活の中で手軽に実践できる運動の動画などを活用した効果的な啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○7年度開催のワークショップで検討された啓発プランを基に、具体的な啓発内容及び手段を企画し、若年女性が多数参加するイベントにて広報を展開 ○引き続き、ロコモ予防に向けたエクササイズ体験教室の開催や、生活の中で手軽に実践できる運動動画などを活用した効果的な啓発を実施

女性の健康づくり推進事業

10,042千円

若年女性のやせ課題啓発、子育て・働く世代の女性の運動習慣定着など、女性の健康づくりを実施

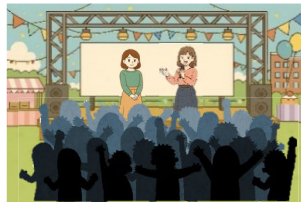
女性の健康的なカラダづくりの推進

若年女性のやせ課題の啓発

○学生ワークショップで啓発を企画

・学生ワークショップで具体的な啓発 内容や啓発ツールを企画

・若年女性が多数参加するイベントにて広報



ロコモ予防の啓発と運動の促進

○エクササイズ体験教室

ロコモ予防のきっかけづくりとして、30代～50代の女性に向けて実施



○ながらエクササイズ動画広報

日常生活の中で気軽に取り組める運動動画の広報周知



4 次世代の健康づくりの推進

7,962,958 千円
(8,461,474 千円)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校生世代までの医療費助成を実施し、全ての子どもたちが安心して医療を受けられる環境づくりを推進する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の取組方針
子ども医療費助成	7,962,958	<p>○令和6年1月から助成の対象を高校生世代まで(※)拡大し、子ども医療費助成を実施</p> <p>※高校生世代まで…18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院医療費助成 3歳未満…自己負担なし 3歳以上高校生世代まで …1医療機関あたり500円/月まで ・入院医療費助成 高校生世代まで…自己負担なし 	<p>○引き続き、高校生世代までの医療費助成を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院医療費助成 3歳未満…自己負担なし 3歳以上高校生世代まで …1医療機関あたり500円/月まで ・入院医療費助成 高校生世代まで…自己負担なし

5 こころの健康づくりの推進

142,870 千円
(55,554 千円)

健康相談や訪問指導等を行うとともに、ひきこもり支援として、ひきこもり成年地域支援センターにおける相談環境の充実を図る。

また、依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援し、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム・ネットの依存症の方とその家族に関わる機会を増やすことで早期の相談支援を促進する。

自殺に関する相談支援を実施するとともに、「福岡市自殺対策総合計画」に基づき、自殺予防キャンペーンやゲートキーパーの養成、若年層への相談窓口の周知強化など、自殺対策を総合的に推進する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
精神保健相談 ・訪問指導事業	9,412	○心の健康相談、訪問指導、母子精神保健相談を実施	○各区にて各種相談及び訪問指導を実施
拡充 ひきこもり支援推進事業	104,848	○ひきこもり成年地域支援センターにおいて、成人期のひきこもり者やその家族の相談・支援の実施、居場所の提供を行うとともに、出張ひきこもり相談会を開催	○ひきこもり成年地域支援センターにおいて、成人期のひきこもり者やその家族の相談・支援の実施、居場所の提供を行うとともに、出張ひきこもり相談会を開催 ○ひきこもり成年地域支援センター相談環境の充実を図るため、移転工事を実施
依存症対策の推進	4,600	○アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム・ネットの依存症問題に取り組む民間団体の活動費用を助成し、早期の相談支援を促進	○アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム・ネットの依存症問題に取り組む民間団体の活動費用を助成し、早期の相談支援を促進
自殺対策	19,368	○自殺対策を総合的に推進 ・うつ病予防教室の実施 ・市民や教職員などを対象としたゲートキーパー養成研修の実施 ・SNSによる自殺予防動画の配信、自殺相談窓口の周知 ・市販薬依存・ゲーム依存に関する電話相談の実施 ・自殺対策推進会議等の開催	○引き続き、自殺対策を総合的に推進 ・うつ病予防教室の実施 ・市民や教職員などを対象としたゲートキーパー養成研修の実施 ・SNSによる自殺予防動画の配信、自殺相談窓口の周知 ・市販薬依存・ゲーム依存に関する電話相談の実施 ・自殺対策推進会議等の開催
拡充 精神障がい者支援体制の構築推進	4,642	○保健、医療、福祉関係者の協議の場である検討部会や、各区ネットワーク会議・コアメンバー会議を連携させることで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に係る重層的な支援体制構築を推進	○各種アドバイザー制度を活用しながら、検討部会と各区ネットワーク会議・コアメンバー会議の連携を継続し、重層的な支援体制構築の強化を実施 ○精神科病院で入院治療を受けている者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣

ひきこもり支援推進事業

104,848千円

成人期のひきこもり者やその家族へ、相談や居場所の提供などの支援を実施

ひきこもり成年地域支援センター相談環境の充実

【拡充】 成人期ひきこもり地域支援センター事業

(82,357千円)

- ・コロナ後、来所相談人数が増加しているが、相談室が不足
(R2年度：155件→R6年度：230件)



- ・ひきこもり成年地域支援センター機能の拡充を図るため、健康づくりサポートセンター（あいれふ）3階から1階へ移転する工事を実施し、事務所スペースを拡張、相談室を増設

【スケジュール】

- R7年度：実施設計
- R8年度：工事
- R9年度：開設予定



ひきこもり相談支援の充実を図る

精神障がい者支援体制の構築推進

4,642千円

保健、医療、福祉関係者の協議の場である検討部会や、各区ネットワーク会議・コアメンバー会議を連携させることで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に係る重層的な支援体制構築を推進

精神科病院入院者への新たな支援

【拡充】 入院者訪問支援員の派遣

(1,681千円)



精神科病院

【支援対象者】

精神科病院に医療保護
入院中の者で、本事業による
支援を希望する者



傾聴、生活に関する
相談、情報提供

訪問支援員が
入院者を訪問

2人1組で
精神科病院を訪問

福岡市



【訪問支援員】

- ・養成研修を実施
- ・研修を修了した者から支援員を選任し派遣

※入院中の精神科病院職員以外の者を派遣

6 地域や職場などでの健康づくりの推進

38,208 千円
(38,691 千円)

校区担当制による保健師活動を中心に、地域の特性に合わせた健康づくり講座等を実施するとともに、地域組織や自主グループ等と行政の共働により住民主体の健康づくりを推進する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
地域健康づくり	38,208	○地域における健康づくりを推進する衛生連合会の活動を支援するとともに、各種団体と連携した住民参加による健康づくり事業を実施	○地域における健康づくりを推進する衛生連合会の活動を支援するとともに、各種団体と連携した住民参加による健康づくり事業を実施

7 健康づくり支援の仕組みと環境づくり

19,673 千円
(22,789 千円)

健康無関心層も含め、市民が健康づくりに関心を持ち、「自然に」「楽しみながら」取り組むことができるよう、ICT等を利活用するとともに、行政・企業・大学等が連携し、エビデンスやデータも活用しながら様々な健康づくり支援の仕組みづくりを推進する。
また、日常の暮らしの中で、自然と体を動かし健康になれるまちづくりを推進する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
健康づくりチャレンジ事業	11,233	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が健康づくりに関心を持ち、「自然に」「楽しみながら」取り組むことができるよう、様々な健康づくり支援の仕組みづくりを実施 ・健康づくり月間における広報・啓発 ・ウォーキングなどの健康づくりイベント ・健康づくり・スポーツサイトやSNS等による情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が健康づくりに関心を持ち、「自然に」「楽しみながら」取り組むことができるよう、様々な健康づくり支援の仕組みづくりを実施 ・健康づくり月間における広報・啓発 ・ウォーキングなどの健康づくりイベント ・健康づくり・スポーツサイトやSNS等による情報発信
アプリを活用した健康行動促進事業	8,440	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康づくりを後押しする仕組みとして、民間のスマートフォンアプリ「ふくおか散歩」を活用し、健康情報などの発信やアプリでのイベント等を実施 ○Fitness Cityプロジェクト ・公園や道路、駅などの身近な環境を活用した自然と楽しく体を動かしたくなる仕掛けづくりを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、アプリを活用し、健康情報等の発信やまち歩きを後押しするイベント等を実施

8年度予算額
(前年度予算額)

10,377,313 千円

(10,133,818 千円)

2 医療環境の整備

1 救急医療体制・災害時の保健医療体制の充実

1,756,289 千円

(1,789,194 千円)

市立急患診療所を設置し、休日等における急病患者に適切な医療を提供するとともに、災害時における医療を確実に提供するため、医療供給体制の検討や災害時の保健医療に係る研修及び訓練の実施、災害時健康危機管理支援チームの派遣体制を整備し、医師会や福岡県等の関係機関との協力体制の構築を図る。

また、災害時における在宅人工呼吸器使用者の非常用電源の確保を促進するため、非常用電源購入費の助成を実施する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
急患診療対策	1,752,432	○休日等における急病患者に適切な医療を提供するため、急患診療所等運営事業を実施	○休日等における急病患者に適切な医療を提供するため、急患診療所等運営事業を実施
災害時保健医療体制の構築	2,109	○災害時に対応できる体制を整備するため、関係機関と連携した訓練を行うとともに、市外被災地からの要請に基づく、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣体制を整備	○災害時に対応できる体制を整備するため、関係機関と連携した訓練を行うとともに、市外被災地からの要請に基づく、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣体制を整備
在宅人工呼吸器使用者の非常用電源整備事業	1,748	○在宅において人工呼吸器を使用する身体障がい者（児）及び難病患者に対し、非常用電源の確保を促進するため購入費の一部助成を実施 ※鼻マスク・顔マスクの人工呼吸器の場合は24時間使用者のみ対象	○在宅において人工呼吸器を使用する身体障がい者（児）及び難病患者に対し、非常用電源の確保を促進するため購入費の一部助成を実施 ※鼻マスク・顔マスクの人工呼吸器の場合は24時間使用者のみ対象

在宅人工呼吸器使用者の非常用電源整備事業

1,748千円

災害時における在宅人工呼吸器使用者の非常用電源の確保を促進

人工呼吸器使用者の災害時の備えの強化

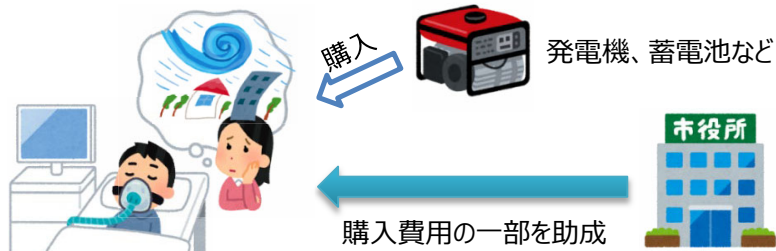
在宅人工呼吸器使用者の非常用電源確保の推進

在宅で人工呼吸器を使用する身体障がい者（児）及び難病患者は、災害時に電源を喪失すれば生命に危険が及ぶことから、非常用電源の確保を推進するため購入費の一部助成を実施

※鼻マスク・顔マスクの人工呼吸器の場合は24時間使用者のみ対象

種目	助成基準額
正弦波インバーター 発電機	130,000円
ポータブル電源等 (蓄電池)	130,000円
DC/ACインバーター	30,000円

※性能要件等あり



2 難病対策の推進

4,652,614 千円
(4,203,830 千円)

難病患者の経済的な負担を軽減するため、医療費助成を実施し、安心して医療を受けられる環境づくりを推進する。

また、人工呼吸器使用患者など在宅で療養する重症難病患者に対して、公費による訪問看護等の経済的な支援を行うとともに、介護している家族に対しても支援に取り組む。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
難病対策	4,652,614	<ul style="list-style-type: none"> ○指定難病の患者に対する医療費の助成申請の受付、認定及び支給を実施 ○難病相談支援センター及び保健福祉センターにおいて、難病患者に対する相談・支援等を実施 ○在宅で人工呼吸器を使用している指定難病の患者のうち医師が認めた患者に対して、診療報酬における訪問回数の上限を超えた訪問看護を委託により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費助成の申請受付、認定及び支給を実施 ・受給者見込数 約14,500人 ○難病相談支援センター及び保健福祉センターにおいて、難病患者や家族の個々のニーズに対応した相談・支援等を実施 ○在宅で人工呼吸器を使用している指定難病の患者のうち医師が認めた患者に対して、診療報酬における訪問回数の上限を超えた訪問看護を委託により実施 ・対象者見込数 12人

3 がん対策の推進

1,271,997 千円
(1,442,710 千円)

各種がん検診の実施、受診率の向上及び検診の精度管理や、検診の重要性等についての啓発など、がんの早期発見・早期治療の効率的・効果的な推進に取り組む。

また、がん患者、その家族及びがん患者会への支援に取り組むとともに、骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するため、骨髄等移植ドナーに対して助成を実施する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
がん検診	1,260,847	<ul style="list-style-type: none"> ○各種がん検診を実施しながら、がん検診の受診率向上を図るため受診勧奨等を実施 ・各種がん検診の実施 ・個別勧奨ハガキによる受診勧奨 ○無料クーポン券事業(国事業)として、対象女性へのクーポン券を配布 ○35、40歳への胃がんリスク検査(ピロリ菌検査等)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種がん検診を実施しながら、がん検診の受診率向上を図るため受診勧奨等を実施 ・個別通知送付件数 約250,000件 ○女性特有のがん検診推進のため無料クーポン券事業(国事業)を実施 ○胃がんリスク検査(ピロリ菌検査等)を実施
がん患者等への支援	9,156	<ul style="list-style-type: none"> ○小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業の実施 ・40歳未満のがん患者を対象に、訪問介護、福祉用具貸与・購入等に要する費用の一部を助成 ○アピアランスケア推進事業の実施 ・がん患者等を対象に医療用ウィッグ等や補整具等の購入費用の一部を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業の実施 ・助成者見込数 8人 ○アピアランスケア推進事業の実施 ・助成者見込数 医療用ウィッグ 約350人 補整具等 約100人
骨髄等移植ドナー助成事業	1,994	<ul style="list-style-type: none"> ○骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するため、骨髄等移植ドナーに対して助成を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○骨髄等移植ドナーに対して助成を行い、骨髄・末梢血幹細胞移植を推進 ・助成者見込数 12人

がん検診

1,260,847千円

がんの早期発見や早期治療の推進のため、各種がん検診や受診率向上のため啓発を実施

がん検診の推進

各種がん検診の実施

- 胃がん検診（バリウム検査・胃カメラ検査）
- 大腸がん検診
- 乳がん検診
- 子宮頸がん検診
- 肺がん検診
- 前立腺がん検診

受診率向上への取組み

- 健診ガイドの全戸配布
- 受診勧奨ハガキの送付
（節目年齢や検診歴がある
市民等にDMを送付）

など



無料クーポン券の配布

- 乳がん検診（昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生まれの人）
- 子宮頸がん検診（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの人）



4 市立病院等の充実

2,604,284 千円
(2,611,179 千円)

福岡市立こども病院においては、小児に係る地域医療、救急医療及び高度専門医療を担う小児総合医療施設として、小児医療及び周産期医療のさらなる充実を図る。

福岡市民病院においては、高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療のさらなる充実を図り、新型インフルエンザ等の感染症発生時や災害発生時には、福岡市における対策の中核的役割を果たす。また、市民病院の移転整備に向けた基本構想を策定する。

島しょ診療所については、関係機関と連携し、担当医師等を安定的に確保し、島民の健康保持に必要な医療を提供する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
拡充 市立病院事業	2,439,699	○地方独立行政法人福岡市立病院機構において、こども病院及び市民病院の市立2病院を運営 ○市民病院の現状や公立病院を取り巻く医療環境の変化などを踏まえ、あり方を検討	○地方独立行政法人福岡市立病院機構において、こども病院及び市民病院の市立2病院を運営 ○市民病院の移転整備に向けた基本構想を策定
島しょ診療所運営事業	164,585	○島民の健康保持に必要な医療を提供するため、島しょ診療所運営事業を実施 ・能古診療所 ・玄界診療所 ・小呂診療所 ○小呂島民のオンライン診療受診のサポートを実施	○島民の健康保持に必要な医療を提供するため、島しょ診療所運営事業を実施 ・能古診療所 ・玄界診療所 ・小呂診療所 ○小呂島民のオンライン診療受診のサポートを実施

市民病院の移転整備

29,182千円

病院事業運営審議会の答申を踏まえ、新たな市民病院の医療機能や施設等を検討

市民病院の移転整備の推進

拡充 新病院基本構想の策定



現在の市民病院
(博多区吉塚本町)

- 平成元年開院
- 敷地：約6,000㎡
- 病床数：204床
- 診療科：20科

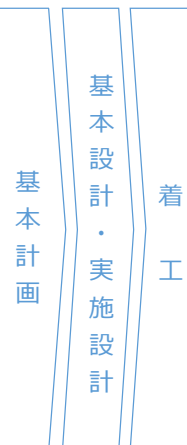
市の方針

- ✓ 福岡中学校へ移転
- ✓ 敷地：約19,000㎡
- ✓ 病床数：300～350床程度
- ✓ 求められる役割
 - ・ **感染症医療**
 - ・ 高度救急医療
 - ・ **災害医療**
 - ・ 高度専門医療
 - ・ 地域医療への貢献と医療連携の推進

新興感染症や災害への対応力を向上!

新病院基本構想 (R8年度)

新たな市民病院の医療機能や施設等を検討



5 医療安全等対策の推進

90,074 千円
(84,850 千円)

医療に関する患者や家族等からの相談に適切に対応するとともに、医療施設における院内感染や事故防止のための研修会の開催、医療施設や薬事施設に対して良質で安全な医療の提供に向けた指導や情報提供を行う。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の取組方針
医療安全相談窓口	11,035	<ul style="list-style-type: none"> ○各区に相談窓口を設置し、医療に関する市民からの相談などに対応 ○病院及び診療所の管理者又は従業者を対象に行う医療の安全に関する研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各区に相談窓口を設置し、医療に関する市民からの相談などに対応 ○病院及び診療所の管理者又は従業者を対象に行う医療の安全に関する研修を実施
医務事務	66,127	<ul style="list-style-type: none"> ○医療法などの関係法令に基づき、医療施設の開設申請等に対する許可や立入検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設の開設申請等に対する許可や立入検査を実施 ・定期立入検査見込件数 病院 113件 有床診療所 約40件 無床診療所 約450件
薬務事務	12,912	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法などの関係法令に基づき、薬事施設（薬局や医薬品販売業等）の開設申請等に対する許可や立入検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬事施設（薬局や医薬品販売業等）の開設申請等に対する許可や立入検査を実施 ・定期立入検査見込件数 薬局 約160件 医薬品販売業 約70件 毒物劇物販売業 約140件

6 外国人にもやさしい保健医療環境の推進

2,055 千円
(2,055 千円)

福岡市に在住する外国人や福岡市を訪れる外国人が、安心して医療機関を受診できるよう、電話による医療通訳サービス等を提供する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の取組方針
福岡市医療通訳コールセンター運営事業	2,055	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人向け医療環境向上のため、電話による医療通訳サービス等を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人向け医療環境向上のため、電話による医療通訳サービス等を提供

8年度予算額
(前年度予算額)

8,870,021 千円
(9,040,006 千円)

3 健康で安全な暮らしの確保

1 感染症対策の推進

6,383,535 千円
(6,578,054 千円)

「福岡市感染症予防計画」等に基づき、新しい感染症による危機に備え、健康危機管理体制の強化に取り組むとともに、平時からの感染症発生動向調査による情報収集及び発生時における感染拡大防止対策を実施する。

また、感染症の発生や重症化防止のため、予防接種法等に基づく各種予防接種を実施するとともに、早期発見・早期治療を目的としたエイズ・性感染症等の各種検査事業を受検者のニーズを踏まえて実施する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
一般防疫	43,105	○感染症発生動向調査による情報収集・公表及び発生時における感染拡大防止対策を実施	○感染症の発生動向に応じたHPやSNS等を活用した各種啓発の実施 ○感染症に関する相談対応、社会福祉施設等を対象とした研修を実施 ○感染症の拡大防止等のため、患者・接触者などの健康調査、感染拡大防止の指導を実施
予防接種	5,727,189	○感染症の拡大防止等のため、各種予防接種を実施	○感染症の拡大防止等のための、各種予防接種を実施 ・実施見込件数 小児 約264,000件 成人 約3,400件 高齢 約298,000件
新規 予防接種 (RSウイルスワクチン)	388,536	-	○生まれる子どものRSウイルス感染症予防のため、妊婦を対象に令和8年4月から定期接種を開始 ・実施見込件数 約12,500件
拡充 エイズ・性感染症対策	26,097	○HIV感染者、エイズ・性感染症患者の早期発見・早期治療のため、検査事業・相談対応を実施 ○梅毒患者の増加に対応するため、対策を強化 ・梅毒即日検査の実施 ・SNS等による相談窓口の周知及び啓発	○引き続き、HIV/エイズ・性感染症の検査事業・相談対応を実施 ○受検者の利便性向上を図るため、郵送検査キットを活用した、HIV・性感染症検査を新たに実施 ○SNS等を活用した周知及び啓発の実施

予防接種（RSウイルスワクチン）

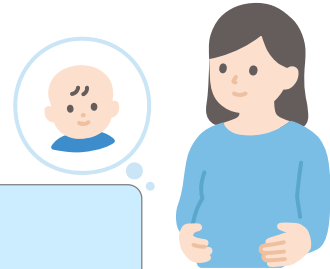
388,536千円

令和8年4月から、予防接種法に基づきRSウイルスワクチン定期接種を開始

生まれる子どものRSウイルス感染症予防

新規 RSウイルスワクチンの定期接種を開始

- 【対象者】福岡市に住民票がある妊娠28～36週の方
- 【接種回数】妊娠毎に1回
- 【接種費用】無料



RSウイルス感染症とは…

- ・RSウイルスの感染による呼吸器感染症で、乳幼児に多い感染症
- ・特に生後6ヶ月以内に感染した場合には、細気管支炎や肺炎などにより重症化することがある

エイズ・性感染症対策

26,097千円

エイズ・性感染症の早期発見・早期治療およびそのまん延防止を目的として、HIV・性感染症検査や啓発を実施

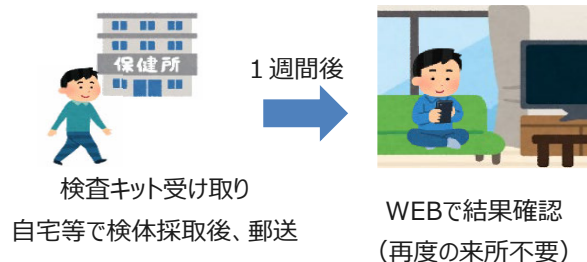
HIV・性感染症検査を受けやすい環境の整備

拡充 郵送検査キットを活用して来所回数を削減（2回⇒1回）

- ・従来、保健所で実施する検査を受けた受検者は、結果を受け取るために再度、来所する必要があった
- ・郵送検査キットを活用することにより、匿名性を維持したままWEBで結果を受け取る検査体制を本格的に運用し、受検者の利便性向上を図る

郵送検査キットによる検査とは…

保健所等を介した申し込み後、自身で採取した検体を郵送で提出し、検査結果が保健所等を介して受検者に通知される仕組み



事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
結核対策	127,240	<p>○患者の発生動向を正確・迅速に把握しながら、積極的疫学調査に基づき、感染源・感染経路の究明を的確に行い、確実な接触者健診を実施</p> <p>○すべての患者に対し、治療完遂に向けた患者支援を実施</p> <p>○一括サーバーの導入により、各区で実施する結核健診のX線画像データの一元管理を実施</p>	<p>○引き続き、感染源・感染経路の究明を的確に行い、確実な接触者健診を実施</p> <p>○引き続き、すべての患者に対し、治療完遂に向けた患者支援を実施</p>
肝炎対策	58,842	<p>○ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、医療機関と連携し、検査事業を実施</p>	<p>○医療機関において肝炎ウイルス検査を実施</p> <p>・受検者見込数 約13,000件</p>
健康危機管理対策	12,526	<p>○新しい感染症による危機に備え、行動計画等に基づき、感染症危機管理体制を整備するため、研修・訓練、物資の備蓄などを実施</p>	<p>○「新しい感染症による危機に備えた福岡市の行動計画（福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画）」等に基づき、感染症危機管理体制を強化</p> <p>・職員や外部の専門職への研修や訓練の実施</p> <p>・防疫用備品の整備や感染症対策物資等の備蓄の実施</p>

2 薬物乱用及び薬物依存症の対策の推進

8,320 千円
(7,954 千円)

薬物に対する正しい知識の普及啓発を継続的に行うなど、市民が大麻等の害悪に巻き込まれることがないように薬物乱用防止対策を推進する。

薬物等の依存症に関する相談や、依存症本人の回復プログラム、家族教室等を開催するとともに、支援機関や自助グループとの連携を深め、薬物等の依存症対策に取り組む。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
薬物乱用対策	2,826	○関係者との薬物乱用防止対策推進協議会の開催、啓発イベントなど薬物乱用防止に係る啓発事業を実施	○関係者との薬物乱用防止対策推進協議会の開催 ○主に若年層を対象とした啓発強化のため、薬物乱用防止啓発イベントを実施
薬物依存症対策	5,494	○薬物依存症回復支援プログラム、薬物依存問題を抱える家族のための教室、専門相談（面接）などを実施	○引き続き、薬物依存症回復支援プログラム、薬物依存問題を抱える家族のための教室、専門相談（面接）などを実施

3 食品衛生の推進

151,868 千円
(159,076 千円)

食の安全・安心を確保するため、収去検査、HACCPに沿った衛生管理の導入指導などにより、監視指導及び食中毒対策を実施する。

また、SNSを活用したプッシュ型広告など対象とする世代（ターゲット）にあわせた効果的な啓発を実施することにより、食中毒予防の広報・啓発を実施する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
飲食店等への監視指導	141,418	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の安全性確保のため、監視指導及び食中毒対策を推進 ・飲食店等への立入検査 ・収去検査 ・食品等事業者向け衛生講習会 ・HACCPに沿った衛生管理の導入及び定着指導 ・タブレットを活用した監視指導 ・腸管出血性大腸菌の遺伝子型分析法（MLVA法）検査の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の安全性確保のため、監視指導及び食中毒対策を実施 ・飲食店等への立入検査 ・収去検査 ・食品等事業者向け衛生講習会 ・HACCPに沿った衛生管理の導入及び定着指導 ・食品表示の監視強化
市民への情報提供	10,450	<ul style="list-style-type: none"> ○食の安全・安心確保のため、啓発を実施 ・消費者向け講習会 ・SNSを活用したプッシュ型啓発 ・食品衛生に係るチラシの配布 ・WEBページによる広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○食の安全・安心確保のため、啓発を実施 ・消費者向け講習会 ・SNSを活用したプッシュ型啓発 ・デジタルサイネージ等を活用した公共スペースでの広報啓発

4 環境衛生の推進

810,162 千円
(867,323 千円)

市民の健康で安全な暮らしを確保するため、旅館や公衆浴場等の環境衛生関係施設等に対する監視指導に取り組むとともに、施設管理者による継続的な衛生管理を促すことにより、衛生水準の向上を図る。

また、福岡市葬祭場においては、今後もより効率的な施設運営に取り組むとともに、将来的な火葬件数の増加に対応するため、火葬炉設備等の更新を進める。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
葬祭場の管理運営	657,639	○福岡市葬祭場の管理運営を実施	○福岡市葬祭場の管理運営を実施
葬祭場の火葬炉設備等更新	99,332	○火葬炉設備等の更新（令和8年度～）に向けた事業者の決定	○火葬炉設備等の更新 ・火葬炉設備等の設計・機器製作 ・告別室・収骨室の一部改修

葬祭場の火葬炉設備等更新

99,332千円

将来的な火葬件数の増加に対応するため、葬祭場の火葬炉設備等を更新

福岡市葬祭場「刻の森」の整備

令和8～12年度（5年間）で火葬炉設備等の更新事業を実施

福岡市葬祭場「刻の森」（南区松原6丁目1-1）

- 供用開始 平成17年10月1日
- 火葬炉 26炉（うち胞衣炉 1炉）
- 告別室、収骨室 各6室



整備内容

- 火葬炉設備等の更新
 - ・更新期間(予定) 令和8～12年度（5年間）
 - ・更新の内容
 - 火葬炉(26炉)、排ガス処理設備、
 - 告別室・収骨室改修、受変電設備、空調設備等
- 令和8年度の取組（予定）
 - ・火葬炉設備等の設計・機器製作
 - ・告別室・収骨室の一部改修

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
環境衛生関係施設等に対する監視指導	29,460	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令に基づく旅館や公衆浴場等の環境衛生関係施設の営業許可、届出受理、立入検査等 ○社会福祉施設の衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康で安全な市民生活の確保に向けて、レジネオラ症等の健康被害未然防止などの取組みを実施 ・環境衛生関係施設等への立入検査見込件数 約4,000件
安心安全な宿泊環境の確保	20,571	<ul style="list-style-type: none"> ○安心安全な宿泊環境を確保するため、健全な民泊施設を推進する取組みを実施 ・民泊仲介サイトの監視 ・適切な標識の掲示推進 ・健全な民泊の啓発及び相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○安心安全な宿泊環境を確保するため、健全な民泊施設を推進する取組みを実施 ・民泊仲介サイトの監視 ・適切な標識の掲示推進 ・健全な民泊の啓発及び相談対応
新規 浄化槽利用者への支援	3,160	-	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道使用料減免の対象とならない浄化槽利用者に対し、法定検査手数料相当額を補助 ・申請見込み件数 約400件

5 動物の愛護・適正飼育の推進

122,763 千円
(113,512 千円)

ボランティア・ペットショップ・獣医師等との連携共働のもと、飼い主等に対して継続的な適正飼育の啓発を行うとともに、動物愛護管理センターが収容した犬・猫については、適切な譲渡を推進していくことにより、殺処分の更なる削減を進める。
また、動物愛護管理センターの機能強化を図るため、再整備に向けた基本構想を策定する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
動物の愛護・適正飼育の啓発	71,829	<ul style="list-style-type: none"> ○「福岡市動物愛護管理推進実施計画」に基づく、動物の愛護・適正飼育の普及啓発に関する事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護・適正飼育の普及啓発に向けた取組みを実施

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
犬猫譲渡推進事業	19,611	<p>○収容犬猫の殺処分の削減に向け、ミルクボランティア、譲渡サポート店制度、預かりボランティア制度等の譲渡事業を推進</p> <p>○収容された犬猫の譲渡を推進するため、精密検査・診断及び治療を獣医師会等と連携して実施</p>	<p>○ミルクボランティア、譲渡サポート店制度、預かりボランティア制度等の譲渡事業を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミルクボランティア 登録数 130組 ・哺乳・譲渡頭数 100頭 ・譲渡サポート店 20店舗登録 ・預かりボランティア 預かり頭数 20頭 <p>○精密検査・診断及び治療を獣医師会等と連携して実施 25件</p>
飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業	21,500	<p>○野良猫の繁殖や多頭飼育崩壊を抑制し、猫の収容及び殺処分の削減を図るため、飼い主のいない猫や多頭飼育者の猫への不妊去勢手術支援を実施</p>	<p>○飼い主のいない猫や多頭飼育者の猫への不妊去勢手術支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊去勢手術支援頭数 1,600頭
拡充 動物愛護管理センター基本構想の策定	9,823	<p>○施設の老朽化への対応と、動物福祉への配慮や市民の利便性の向上のため、求められる役割と必要な機能などセンターの方向性を検討</p>	<p>○今後のセンターのあり方について、有識者、関係団体、ボランティア代表等による外部検討を行い、センターの将来像や再整備の手法、スケジュールなどに関する基本構想を策定</p>

動物愛護管理センター基本構想の策定

9,823千円

今後のセンターのあり方について外部検討を行い、センターの将来像や再整備の手法、スケジュールなどに関する基本構想を策定

動物愛護管理センター再整備の推進

<福岡市動物愛護管理センターの様々な課題>

- ・老朽化への対応
- ・動物福祉への配慮
- ・利便性の向上
- ・感染症対策 など



東部動物愛護管理センター 家庭動物啓発センター



外部検討

- ・有識者
- ・関係団体
- ・ボランティア代表 など

拡充

動物愛護管理センター再整備基本構想の策定

- ・センターの将来像
- ・再整備の手法
- ・再整備スケジュール など



6 保健衛生・環境分野に関する試験・研究等の推進

305,270 千円
(282,557 千円)

市民の健康と良好な環境を守るため、感染症の発生の予防及びそのまん延防止、食品の安全性の確保、水質・大気等に関する試験検査並びに調査研究を行うとともに、健康危機管理体制強化のための調査研究に取り組む。

また、市民への学習の機会を提供するため、保健環境学習室「まもるーむ福岡」において体験型学習の実施及び情報の発信に取り組む。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
保健衛生・環境分野に関する試験・研究	282,119	<ul style="list-style-type: none"> ○健康危機管理体制の拡充 ○感染症、食品等に関する試験検査及び調査研究を実施 ○水質・大気等に関する試験検査及び調査研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康危機対応計画の推進 ○感染症、食品等に関する試験検査及び調査研究を実施 ○水質・大気等に関する試験検査及び調査研究を実施
保健環境学習の推進	23,151	<ul style="list-style-type: none"> ○保健環境学習室「まもるーむ福岡」における体験型学習の実施及び情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○体験型学習の実施及び情報の発信 ・研究所の専門性を活かした講座 ・市内各学習施設との連携講座等の実施

7 国民健康保険事業の安定的な運営

1,088,103 千円
(1,031,530 千円)

国民健康保険事業においては、安定的な運営を図っていくため、基金の活用等により保険料負担の緩和を図るとともに、ICTを活用した収納対策に取り組むなど保険料収入の確保に努めながら、「福岡市国民健康保険医療費適正化計画」に基づき、医療費の適正化を推進する。

事業名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度取組方針
保険料収入の確保・収納率向上の推進	581,170	○口座振替加入率の向上やきめ細かな納付相談の実施など、保険料収入の確保に向けた取組みを実施	○口座振替加入率の向上やきめ細かな納付相談の実施など、保険料収入の確保に向けた取組みを実施
保険料の納付勧奨等事業	38,000	○保険料の収納対策として、オートコールやSMSを活用し、未納の方への早期納付勧奨を実施	○保険料の収納対策として、オートコールやSMSを活用し、未納の方への早期納付勧奨を実施
医療費適正化の推進	452,296	○給付適正化計画を推進 ・ジェネリック医薬品の普及促進 ・レセプト点検 ・柔道整復療養費の内容点検など	○給付適正化計画を推進 ・ジェネリック医薬品の普及促進 ・レセプト点検 ・柔道整復療養費の内容点検など
重複・多剤服薬者等に対する保健指導事業	16,637	○令和6年度まで成果連動型委託により個別勧奨を実施していた適正服薬推進事業と重複・頻回受診者を対象に訪問による保健指導を実施していた訪問健康相談事業を保健指導の観点から統合し、令和7年度から一体的に実施	○令和7年度に実施した適正受診・適正服薬の取組みを継続 ・対象者 約5,000人

(3) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（議案第27号）

（歳入）

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
46	16 分担金及び 負担金	1 負担金	3 保健福祉費 負担金	180	180	-	-
51 ～ 52	17 使用料及び 手数料料	1 使用料	3 保健福祉 使用料	1,462,725	1,507,810	△ 45,085	△ 3.0
59 ～ 61		2 手数料	3 保健福祉 手数料	232,796	237,978	△ 5,182	△ 2.2

説 明

千円

1. 障がい福祉費負担金

4. 急患診療所使用料	1,024,998
5. 島しょ診療所使用料	51,085
6. 健康づくりサポートセンター使用料	24,183
7. 火葬場使用料	357,765
8. 保健所及び保健センター使用料	4,005
9. 保健福祉施設使用料	689

2. 急患診療所手数料	547
3. 島しょ診療所手数料	29
4. 狂犬病予防注射等手数料	33,213
5. 犬の登録等手数料	2,211
6. 抑留犬返還等手数料	915
7. と畜検査手数料	57,210
8. 医薬務等手数料	19,242
9. 浄化槽保守点検業登録等手数料	100
10. 保健所及び保健センター手数料	114,862
11. 特定動物飼養許可等申請手数料	67
12. 動物取扱業登録等申請手数料	3,008
13. 犬及び猫の引取手数料	127
14. 保健環境研究所手数料	1,265

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
64		3 収 入 証 紙 収 入	1 収 入 証 紙 収 入	1,324	587	737	125.6
66 ～ 68	18 国庫支出金	1 国庫負担金	2 保健福祉費 国庫負担金	8,120,580	7,618,657	501,923	6.6
-		2 国庫補助金	2 こ ども 育 成 費 国庫補助金	-	22,000	△ 22,000	皆 減
74 ～ 77			3 保健福祉費 国庫補助金	280,322	470,837	△ 190,515	△ 40.5
84 ～ 85		3 委 託 金	3 保健福祉費 委 託 金	447,398	394,809	52,589	13.3

説 明	
収入証紙収入	千円
1. 障がい福祉費負担金	3,512,370
3. 国民健康保険基盤安定負担金	1,657,039
5. 感染症対策費負担金	680,636
8. 難病医療費等負担金	2,270,535
6. デジタル基盤改革支援補助金	
2. 障がい福祉費補助金	46,555
7. 健康増進対策費補助金	65,696
8. 感染症対策費補助金	73,514
9. 食品衛生費補助金	2,224
10. デジタル基盤改革支援補助金	92,333
2. 国民年金事務費委託金	442,595
4. 国民栄養調査費委託金	4,032
5. 予防接種副反応モニタリング事業費委託金	347
6. 食品衛生費委託金	304
7. 環境保健サーベイランス委託金	120

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
86 ～ 87	19 県 支 出 金	1 県 負 担 金	2 保 健 福 祉 費 県 負 担 金	千円 9,218,902	千円 8,654,801	千円 564,101	% 6.5
89 ～ 90			2 県 補 助 金	2 こ ど も 育 成 費 県 補 助 金	1,985,826	2,050,873	△ 65,047
90 ～ 93			3 保 健 福 祉 費 県 補 助 金	71,644	64,960	6,684	10.3
99		3 委 託 金	3 保 健 福 祉 費 委 託 金	29,169	29,072	97	0.3
100 ～ 101	20 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 財 産 貸 付 収 入	1,092	990	102	10.3
102			2 利 子 及 び 配 当 金	862	862	-	-
107 ～ 108	21 寄 附 金	1 寄 附 金	3 保 健 福 祉 費 寄 附 金	57,474	47,487	9,987	21.0

説 明	
	千円
1. 国民健康保険基盤安定負担金	5,300,019
3. 感染症対策費負担金	16,308
5. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	3,902,575
3. 母子保健費補助金	
3. 保健衛生総務費補助金	871
4. 健康増進対策費補助金	5,198
5. 救急医療施設運営費等補助金	15,545
6. 公衆浴場設備改善事業補助金	1,000
7. 感染症対策費補助金	11,707
8. 障がい福祉費補助金	33,215
10. 地域自殺対策強化事業補助金	4,108
2. 統計調査費委託金	12,521
3. 保健衛生事務取扱費委託金	16,648
1. 土地貸付収入	
11. 健康づくり基金利子収入	
2. 保健衛生費寄附金	

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)	
113	22 繰 入 金	9 健 康 づ くり 基 金 繰 入 金	1 健 康 づ くり 基 金 繰 入 金	千円 26,601	千円 14,500	千円 12,101	% 83.5	
118 ～ 119	24 諸 収 入	2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	75,100	70,145	4,955	7.1	
124			12 雑 入	3 こ ど も 育 成 費 雑 入	150,731	185,148	△ 34,417	△ 18.6
125				4 保 健 福 祉 費 雑 入	1,033,822	1,970,919	△ 937,097	△ 47.5
127				12 そ の 他 の 雑 入	8,791	10,104	△ 1,313	△ 13.0
129	25 市 債	1 市 債	3 保 健 福 祉 債	490,000	142,000	348,000	245.1	
歳 入 合 計				23,695,339	23,494,719	200,620	0.9	

説 明	
	千円
健康づくり基金受入金	
1. 雇用保険料収入	4,591
2. 厚生年金保険料収入	70,509
1. 高額療養費収入	146,260
2. 返還金	4,471
3. 高額療養費収入	803,191
4. 後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金	32,340
5. 後期高齢者医療制度事業費委託金	22,416
6. 有価物売払収入	171,336
7. 障がい者医療返還金	3,592
8. 青果市場出荷前検査負担金	947
その他の雑入	
2. 衛生施設整備債	

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
238 ～ 239	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	4 母子保健費	9,074,423	9,548,195	△ 473,772	△ 5.0
248 ～ 249	4 保 健 福 祉 費	1 社 会 福 祉 費	2 国民年金費	477,011	694,970	△ 217,959	△ 31.4
248 ～ 251			3 国 民 健 康 保 険 費	19,759,747	19,739,923	19,824	0.1
250 ～ 255		2 保 健 衛 生 費	1 保 健 衛 生 総 務 費	6,815,967	6,792,087	23,880	0.4

()内は前年度予算額

説 明		
		千円
1. 子ども医療費		7,962,958 (8,461,474)
2. ひとり親家庭等医療費		1,111,465 (1,086,721)
	関連歳入 (19) 県支出金 母子保健費補助金 (24) 諸収入 高額療養費収入 返還金	1,985,826 150,731 146,260 4,471
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・51人 (うち会計年度任用職員・22人)		336,392 (329,697)
2. 基礎年金等事務費 経常経費		140,619 (365,273)
	関連歳入 (18) 国庫支出金 デジタル基盤改革支援補助金 国民年金事務費委託金 (24) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	534,928 92,333 442,595 7,906 449 7,457
国民健康保険事業特別会計への繰出金		
	関連歳入 (18) 国庫支出金 国民健康保険基盤安定負担金 (19) 県支出金 国民健康保険基盤安定負担金	1,657,039 5,300,019
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・243人 (うち会計年度任用職員・61人)		1,898,217 (1,840,554)
2. 急患診療対策費		1,747,402 (1,781,313)
ア 急患診療所等運営事業費 (医科、歯科)		1,746,070 (1,779,981)
イ 救急医療等検討会経費		1,332 (1,332)
3. 市立病院事業経費		2,439,699 (2,451,973)
ア 市立病院事業調整経費 (病院事業共済費負担金、市立病院事業検討経費 等)		439,699 (451,973)
イ 福岡市立病院機構への負担金		2,000,000 (2,000,000)

() 内は前年度予算額

説 明		千円
4. 医薬務執行経費		8,999 (8,823)
ア 医務事務		3,318 (3,365)
(医務事務、医療安全相談窓口)		
イ 薬務事務		5,681 (5,458)
(薬物乱用対策、薬務事務)		
5. 島しょ診療事業費		184,758 (166,016)
診療所運営事業費		
(島しょ、島しょ施設整備費)		
6. 献血推進事業費		834 (834)
7. 保健環境研究所経費		365,198 (371,418)
(試験・研究経費、施設管理経費、施設整備費 等)		
8. 各種負担金、補助及び交付金		149,700 (150,231)
(各種負担金・補助金、北筑昇華苑組合負担金)		
9. その他の事務事業経費		21,160 (20,925)
(厚生統計調査、災害時保健医療体制構築、福岡市医療通訳コールセンター運営事業 等)		
関連歳入		
(17) 使用料及び手数料	1,097,611	
急患診療所使用料	1,024,998	
島しょ診療所使用料	51,085	
保健福祉施設使用料	445	
急患診療所手数料	547	
島しょ診療所手数料	29	
医薬務等手数料	19,242	
保健環境研究所手数料	1,265	
(18) 国庫支出金	6,965	
感染症対策費負担金		
(19) 県支出金	44,481	
保健衛生総務費補助金	871	
救急医療施設運営費等補助金	15,545	
統計調査費委託金	12,521	
保健衛生事務取扱費委託金	15,544	
(24) 諸収入	25,546	
雇用保険料収入	1,269	
厚生年金保険料収入	17,727	
後期高齢者医療制度事業費委託金	6,000	
その他の雑入	550	
(25) 市債	58,000	
衛生施設整備債		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
254 ～ 257			2 健 康 増 進 対 策 費	6,710,517	6,053,681	656,836	10.9

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等		81,189 (73,676)
一般職職員・33人 (うち会計年度任用職員・33人)		
2. 保健対策費		5,891,012 (5,368,056)
ア がん対策事業費		1,259,955 (1,187,650)
(がん検診、前立腺がん検診、女性特有のがん検診等推進事業、がん検診受診強化事業 等)		
イ 難病対策事業		4,609,949 (4,166,363)
ウ その他の保健事業等経費		21,108 (14,043)
(健康教育・健康相談、生活習慣病予防健診 (生保)、骨髄等移植ドナー助成事業 等)		
3. 健康づくり推進事業費		738,316 (611,949)
ア 健康づくりサポートセンター 経費		453,174 (320,182)
イ 健康増進計画推進経費		144,279 (138,007)
(地域健康づくり、よかドック30 & ヘルシースクール、健康づくりチャレンジ事業、たばこ (喫煙) 対策 等)		
ウ 歯科保健事業費		119,342 (136,370)
(オーラルケア28 (にいはち) プロジェクト、歯科保健事業、噛む活、歯周疾患検診 等)		
エ 食生活改善活動経費		4,388 (12,037)
(国民健康・栄養調査、栄養改善)		
オ 食育推進事業費		17,133 (5,353)
(食生活改善・食育推進、南区食育推進事業、早良区食育推進事業 等)		
関連歳入		
(17) 使用料及び手数料	28,209	
健康づくりサポートセンター使用料	24,183	
保健所及び保健センター使用料	4,005	
保健福祉施設使用料	21	
(18) 国庫支出金	2,340,263	
難病医療費等負担金	2,270,535	
健康増進対策費補助金	65,696	
国民栄養調査費委託金	4,032	
(19) 県支出金	5,218	
健康増進対策費補助金	5,198	
保健衛生事務取扱費委託金	20	
(20) 財産収入	862	
健康づくり基金利子収入		
(21) 寄附金	25,738	
保健衛生費寄附金		
(22) 繰入金	26,601	
健康づくり基金受入金		
(24) 諸収入	6,999	
雇用保険料収入	350	
厚生年金保険料収入	5,830	
その他の雑入	819	
(25) 市債	143,000	
衛生施設整備債		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
256 ～ 261			3 感 染 症 対 策 費	7,079,132	7,609,648	△ 530,516	△ 7.0

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等		38,116 (35,799)
一般職職員・8人 (うち会計年度任用職員・8人)		
2. 感染症予防等経費		6,811,317 (7,314,422)
ア 予防接種費		6,720,584 (7,232,151)
(予防接種、予防接種健康被害対策)		
イ 感染症予防費		81,955 (74,102)
(風しん抗体検査、感染症発生動向調査、一般防疫 等)		
ウ 性感染症予防費		8,778 (8,169)
3. エイズ対策費		17,319 (18,719)
4. 結核対策費		122,715 (154,990)
ア 健康診断等経費		48,507 (69,246)
イ 結核対策特別促進事業費		7,831 (7,703)
ウ 結核医療費等経費		51,684 (64,547)
エ 結核予防費補助金		14,693 (13,494)
5. アレルギー疾患対策		393 (393)
6. 健康危機管理対策		4,031 (4,499)
7. 肝炎対策		58,842 (56,151)
8. 動物管理経費		26,399 (24,675)
関連歳入		
(17) 使用料及び手数料	35,424	
狂犬病予防注射等手数料	33,213	
犬の登録等手数料	2,211	
(18) 国庫支出金	747,652	
感染症対策費負担金	673,671	
感染症対策費補助金	73,514	
予防接種副反応モニタリング事業費委託金	347	
環境保健サーベイランス委託金	120	
(19) 県支出金	28,491	
感染症対策費負担金	16,308	
感染症対策費補助金	11,707	
保健衛生事務取扱費委託金	476	
(24) 諸収入	3,097	
雇用保険料収入	162	
厚生年金保険料収入	2,750	
その他の雑入	185	

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
260 ～ 263			4 環境衛生費	255,691	284,606	△ 28,915	△ 10.2

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・13人(うち会計年度任用職員・13人)	60,382 (56,700)
2. 施設の衛生確保経費 施設の監視等経費 (安心安全な宿泊環境の確保、施設の監視、社会福祉施設の支援)	35,184 (36,718)
3. 暮らしの衛生対策費 (生活衛生情報管理システムの再構築、居住環境の衛生対策、飲用水の衛生対策、衛生害虫対策経費)	38,034 (5,608)
4. 墓地の管理経費	19,217 (11,932)
5. 動物愛護・適正飼育啓発経費 (飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業、動物愛護管理センター基本構想の策定 等)	102,874 (173,648)
関連歳入		
(17) 使用料及び手数料	27,985	
保健福祉施設使用料	92	
抑留犬返還等手数料	915	
浄化槽保守点検業登録等手数料	100	
保健所及び保健センター手数料	23,676	
特定動物飼養許可等申請手数料	67	
動物取扱業登録等申請手数料	3,008	
犬及び猫の引取手数料	127	
(19) 県支出金	1,266	
公衆浴場設備改善事業補助金	1,000	
保健衛生事務取扱費委託金	266	
(21) 寄附金	31,736	
保健衛生費寄附金		
(24) 諸収入	5,621	
雇用保険料収入	260	
厚生年金保険料収入	4,393	
その他の雑入	968	
(25) 市債	5,000	
衛生施設整備債		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
262 ～ 265			5 食 品 衛 生 費	千円 349,418	千円 349,931	千円 △ 513	% △ 0.1
264 ～ 267			6 火 葬 場 費	767,898	826,374	△ 58,476	△ 7.1

() 内は前年度予算額

説 明			
			千円
1. 一般職職員給与費等	135,283 (128,209)	
一般職職員・29人 (うち会計年度任用職員・29人)			
2. 安心できる「食」の確保	77,069 (88,507)	
ア 施設の監視等経費	66,619 (78,232)	
(飲食店等への監視指導、新たな食品関係営業許可制度への対応 等)			
イ 市民への情報提供等経費	10,450 (10,275)	
3. 食品の検査経費	137,066 (133,215)	
ア と畜検査経費	60,045 (59,268)	
イ 青果魚介類の検査経費	77,021 (73,947)	
関連歳入			
(17) 使用料及び手数料	149,720		
と畜検査手数料	57,210		
保健所及び保健センター手数料	91,186		
収入証紙収入	1,324		
(18) 国庫支出金	2,528		
食品衛生費補助金	2,224		
食品衛生費委託金	304		
(19) 県支出金	342		
保健衛生事務取扱費委託金			
(24) 諸収入	11,336		
雇用保険料収入	585		
厚生年金保険料収入	9,804		
青果市場出荷前検査負担金	947		
1. 管理運営費	668,566 (664,763)	
(葬祭場、健康増進会館)			
2. 葬祭場再整備費	99,332 (161,611)	
(葬祭場施設整備事業 (火葬炉等更新))			
関連歳入			
(17) 使用料及び手数料	357,779		
火葬場使用料	357,765		
保健福祉施設使用料	14		
(24) 諸収入	175,847		
有価物売払収入	171,336		
その他の雑入	4,511		
(25) 市債	89,000		
衛生施設整備債			

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
266 ～ 269			7 保 健 所 費	千円 2,817,070	千円 2,673,306	千円 143,764	% 5.4
274 ～ 277		3 高 齢 福 祉 費	1 高 齢 福 祉 総 務 費	17,150,925	16,827,467	323,458	1.9
276 ～ 277			2 後 期 高 齢 者 医 療 費	6,228,753	5,486,768	741,985	13.5

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・298人(うち会計年度任用職員・25人)	2,386,278	(2,371,533)
2. 保健所運営協議会経費	340	(325)
3. 管理運営費 (保健所管理運営費、保健衛生関係手数料等の窓口収納業務 等)	248,054	(222,140)
4. 施設設備整備費	182,398	(79,308)
[関連歳入		
(17) 使用料及び手数料	117	
保健福祉施設使用料	117	
(20) 財産収入	1,092	
土地貸付収入		
(24) 諸収入	11,461	
雇用保険料収入	717	
厚生年金保険料収入	9,073	
その他の雑入	1,671	
(25) 市債	134,000	
衛生施設整備債		
]		
後期高齢者医療対策費	17,150,925	(16,827,467)
ア 後期高齢者医療費	17,029,895	(16,700,287)
イ はりきゅう費	104,614	(105,264)
ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	16,416	(21,916)
[関連歳入		
(24) 諸収入	48,756	
後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金	32,340	
後期高齢者医療制度事業費委託金	16,416	
]		
後期高齢者医療特別会計への繰出金		
[関連歳入		
(19) 県支出金	3,902,575	
後期高齢者医療保険基盤安定負担金		
]		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
286 ～ 289		4 障 が い 福 祉 費	1 障 がい 保 健 福 祉 費	11,431,344	10,722,412	708,932	6.6
歳 出 合 計				88,917,896	87,609,368	1,308,528	1.5

() 内は前年度予算額

説 明

		千円
1. 一般職職員給与と費等	184,743 (173,742)	
一般職職員・40人 (うち会計年度任用職員・40人)		
2. 自立支援給付 (精神)	6,802,693 (6,145,826)	
ア 自立支援医療 (精神)	6,796,053 (6,140,367)	
イ 事務経費 (精神)	6,640 (5,459)	
3. 地域生活支援事業 (精神)	948 (690)	
精神保健関係事業		
4. 重度障がい者医療費	4,037,993 (4,089,327)	
5. 精神保健福祉対策費	404,967 (312,827)	
ア 精神保健相談等事業	19,860 (21,013)	
(一般精神保健相談・訪問指導等事業、自殺予防対策事業、地域自殺対策強化事業 等)		
イ 精神医療対策	242,390 (220,058)	
(措置診察・入院・移送等経費、精神科救急医療システム事業、精神障がい者支援体制の構築推進事業)		
ウ 精神保健福祉センター経費	142,717 (71,756)	
(成人期ひきこもり地域支援センター事業、依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業 等)		
関連歳入		
(16) 分担金及び負担金	180	
障がい福祉費負担金		
(18) 国庫支出金	3,558,925	
障がい福祉費負担金	3,512,370	
障がい福祉費補助金	46,555	
(19) 県支出金	37,323	
障がい福祉費補助金	33,215	
地域自殺対策強化事業補助金	4,108	
(24) 諸収入	821,144	
雇用保険料収入	799	
厚生年金保険料収入	13,475	
高額療養費収入	803,191	
障がい者医療返還金	3,592	
その他の雑入	87	
(25) 市債	61,000	
衛生施設整備債		

イ. 後期高齢者医療特別会計（議案第28号）

（歳入総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
後期高齢者医療保険料	26,167,000 千円	21,353,000 千円	4,814,000 千円	22.5 %
使用料及び手数料	11 千円	6 千円	5 千円	83.3 %
国庫支出金	32,547 千円	213,534 千円	△ 180,987 千円	△ 84.8 %
繰入金	6,228,753 千円	5,486,768 千円	741,985 千円	13.5 %
繰越金	193,000 千円	178,000 千円	15,000 千円	8.4 %
諸収入	51,886 千円	47,179 千円	4,707 千円	10.0 %
歳 入 合 計	32,673,197 千円	27,278,487 千円	5,394,710 千円	19.8 %

（歳出総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	471,042 千円	614,797 千円	△ 143,755 千円	△ 23.4 %
給与費等	282,915 千円	268,766 千円	14,149 千円	5.3 %
一般事務費	188,127 千円	346,031 千円	△ 157,904 千円	△ 45.6 %
後期高齢者医療広域連合納付金	32,154,451 千円	26,619,386 千円	5,535,065 千円	20.8 %
諸支出金	47,604 千円	44,204 千円	3,400 千円	7.7 %
予備費	100 千円	100 千円	- 千円	- %
歳 出 合 計	32,673,197 千円	27,278,487 千円	5,394,710 千円	19.8 %

(事業基数)

区 分	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
被保険者数	194,399 人	189,247 人	5,152 人	2.72 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
2	1 後期高齢者 医療保険料	1 後期高齢者 医療保険料	1 後期高齢者 医療保険料	26,167,000	21,353,000	4,814,000	22.5
2	2 使用料及び 手数料	1 手 数 料	1 手 数 料	11	6	5	83.3
2	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金	32,547	60,940	△ 28,393	△ 46.6
2			▲ デジタル基盤 改 革 支 援 補 助 金	-	152,594	△ 152,594	皆 減
3	4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,228,753	5,486,768	741,985	13.5
3	5 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 繰 越 金	193,000	178,000	15,000	8.4
3	6 諸 収 入	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,206	1,052	1,154	109.7
3		2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	2,074	1,921	153	8.0
3 ~ 4		3 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	1 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	47,604	44,204	3,400	7.7

説 明	
	千円
1. 現年賦課分	26,040,000
2. 滞納繰越分	127,000
証明等手数料	
子ども・子育て支援事業費補助金	
デジタル基盤改革支援補助金	
一般会計繰入金	
前年度繰越金	
税外収入延滞金	
1. 雇用保険料収入	96
2. 厚生年金保険料収入	1,978
1. 還付金	47,100
2. 還付加算金	504

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度	令和7年度	差引増減(△)	対前年度
				予 算 額 (A)	予 算 額 (B)	(A) - (B) (C)	伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
4		4 雑 入	1 雑 入	2	2	-	-
歳 入 合 計				32,673,197	27,278,487	5,394,710	19.8

説 明

	千円
1. 滞納処分費	1
2. その他の雑入	1

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
6 ～ 7	1 総 務 費	1 総 務 費	1 総 務 費	471,042	614,797	△ 143,755	△ 23.4
8 ～ 9	2 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	32,154,451	26,619,386	5,535,065	20.8
8 ～ 9	3 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 償 還 金	47,100	43,700	3,400	7.8
8 ～ 9			2 還 付 加 算 金	504	504	-	-
8 ～ 9	4 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100	100	-	-
歳 出 合 計				32,673,197	27,278,487	5,394,710	19.8

() 内は前年度予算額

説 明	
	千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・42人(うち会計年度任用職員・6人)	282,915 (268,766)
2. 一般事務費	188,127 (346,031)
[関連歳入	
(2) 使用料及び手数料	11
証明等手数料	
(3) 国庫支出金	32,547
子ども・子育て支援事業費補助金	
(6) 諸収入	2,076
雇用保険料収入	96
厚生年金保険料収入	1,978
滞納処分費	1
その他の雑入	1
]	
後期高齢者医療広域連合納付金	
[関連歳入	
(6) 諸収入	2,206
税外収入延滞金	
]	
保険料還付金	
[関連歳入	
(6) 諸収入	47,100
還付金	
]	
還付加算金	
[関連歳入	
(6) 諸収入	504
還付加算金	
]	

ウ. 国民健康保険事業特別会計（議案第29号）

（歳入総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
国民健康保険料	25,295,388 千円	24,715,305 千円	580,083 千円	2.3 %
使用料及び手数料	308 千円	290 千円	18 千円	6.2 %
国庫支出金	73,921 千円	889,027 千円	△ 815,106 千円	△ 91.7 %
国庫補助金	73,921 千円	889,027 千円	△ 815,106 千円	△ 91.7 %
県支出金	96,212,978 千円	95,823,774 千円	389,204 千円	0.4 %
県負担金	219,945 千円	226,050 千円	△ 6,105 千円	△ 2.7 %
県補助金	95,993,033 千円	95,597,724 千円	395,309 千円	0.4 %
財産収入	36,963 千円	37,937 千円	△ 974 千円	△ 2.6 %
繰入金	23,477,636 千円	22,935,639 千円	541,997 千円	2.4 %
一般会計繰入金	19,759,747 千円	19,739,923 千円	19,824 千円	0.1 %
基金繰入金	3,717,889 千円	3,195,716 千円	522,173 千円	16.3 %
繰越金	1 千円	1 千円	- 千円	- %
諸収入	388,233 千円	381,390 千円	6,843 千円	1.8 %
財政安定化基金貸付金	1 千円	1 千円	- 千円	- %
歳 入 合 計	145,485,429 千円	144,783,364 千円	702,065 千円	0.5 %

（歳出総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	3,119,863 千円	3,767,587 千円	△ 647,724 千円	△ 17.2 %
保険給付費	95,526,014 千円	95,020,992 千円	505,022 千円	0.5 %
国民健康保険事業費納付金	45,580,916 千円	44,702,905 千円	878,011 千円	2.0 %
保健事業費	941,673 千円	973,943 千円	△ 32,270 千円	△ 3.3 %
基金積立金	36,963 千円	37,937 千円	△ 974 千円	△ 2.6 %
諸支出金	230,000 千円	230,000 千円	- 千円	- %
予備費	50,000 千円	50,000 千円	- 千円	- %
歳 出 合 計	145,485,429 千円	144,783,364 千円	702,065 千円	0.5 %

(事業基数)

区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
医療給付費分	世帯数	208,900 世帯	209,100 世帯	△ 200 世帯	△ 0.10 %
	被保険者数	286,600 人	287,200 人	△ 600 人	△ 0.21 %
	一人あたり受診件数	11.0192 件	11.4376 件	△ 0.4184 件	△ 3.66 %
	一件あたり医療費	35,421 円	33,899 円	1,522 円	4.49 %
	一人あたり医療費	390,307 円	387,720 円	2,587 円	0.67 %
介護分	世帯数	83,100 世帯	83,400 世帯	△ 300 世帯	△ 0.36 %
	被保険者数	95,100 人	95,300 人	△ 200 人	△ 0.21 %
子ども分	被保険者数	252,244 人	- 人	252,244 人	皆 増

(保険料)

区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
一人あたり保険料	基礎分	48,453 円	48,753 円	△ 300 円	△ 0.62 %
	支援分	25,546 円	25,246 円	300 円	1.19 %
	小 計	73,999 円	73,999 円	- 円	- %
	介護分	24,839 円	25,415 円	△ 576 円	△ 2.27 %
	子ども分	2,672 円	- 円	2,672 円	皆 増
	合 計	101,510 円	99,414 円	2,096 円	2.11 %
均等割額	基礎分	19,807 円	19,980 円	△ 173 円	△ 0.87 %
	支援分	10,441 円	10,334 円	107 円	1.04 %
	小 計	30,248 円	30,314 円	△ 66 円	△ 0.22 %
	介護分	10,160 円	10,386 円	△ 226 円	△ 2.18 %
	子ども分	967 円	- 円	967 円	皆 増
	合 計	41,375 円	40,700 円	675 円	1.66 %
世帯割額	基礎分	18,664 円	18,863 円	△ 199 円	△ 1.05 %
	支援分	9,838 円	9,757 円	81 円	0.83 %
	小 計	28,502 円	28,620 円	△ 118 円	△ 0.41 %
	介護分	7,751 円	7,912 円	△ 161 円	△ 2.03 %
	子ども分	911 円	- 円	911 円	皆 増
	合 計	37,164 円	36,532 円	632 円	1.73 %
賦課限度額	基礎分	670,000 円	660,000 円	10,000 円	1.52 %
	支援分	260,000 円	260,000 円	- 円	- %
	小 計	930,000 円	920,000 円	10,000 円	1.09 %
	介護分	170,000 円	170,000 円	- 円	- %
	子ども分	30,000 円	- 円	30,000 円	皆 増
	合 計	1,130,000 円	1,090,000 円	40,000 円	3.67 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度	令和7年度	差引増減(△)	対前年度
				予 算 額 (A)	予 算 額 (B)	(A) - (B) (C)	伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
12	1 国民健康 保 険 料	1 国民健康 保 険 料	1 国民健康 保 険 料	25,295,388	24,715,305	580,083	2.3
12	2 使用料及び 手 数 料	1 手 数 料	1 手 数 料	308	290	18	6.2
13	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1	1	-	-
13			2 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金	73,920	382,906	△ 308,986	△ 80.7
13			▲ デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 補 助 金	-	506,120	△ 506,120	皆 減
13	4 県 支 出 金	1 県 負 担 金	1 特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	219,945	226,050	△ 6,105	△ 2.7
13		2 県 補 助 金	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	95,993,033	95,597,724	395,309	0.4
14	5 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 利 子 及 び 配 当 金	36,963	37,937	△ 974	△ 2.6

説 明	
	千円
1. 医療給付費分現年賦課分	13,886,630
2. 後期高齢者支援金分現年賦課分	7,321,506
3. 介護納付金分現年賦課分	2,362,224
4. 子ども・子育て支援納付金分現年賦課分	674,028
5. 医療給付費分滞納繰越分	634,300
6. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	299,200
7. 介護納付金分滞納繰越分	117,500
証明等手数料	
災害臨時特例補助金	
子ども・子育て支援事業費補助金	
デジタル基盤改革支援補助金	
特定健康診査等負担金	
1. 保険給付費等普通交付金	94,537,900
2. 保険給付費等特別交付金	1,455,133
国民健康保険財政調整基金利子収入	

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度	令和7年度	差引増減(△)	対前年度
				予 算 額 (A)	予 算 額 (B)	(A) - (B) (C)	伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
14	6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,759,747	19,739,923	19,824	0.1
14		2 基 金 繰 入 金	1 国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	3,717,889	3,195,716	522,173	16.3
14	7 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 繰 越 金	1	1	-	-
14	8 諸 収 入	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	61,956	40,210	21,746	54.1
15		2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	57,078	54,157	2,921	5.4
15		3 弁 償 金	1 弁 償 金	22	22	-	-
15		4 雑 入	1 保 険 給 付 費 返 還 金	269,100	286,924	△ 17,824	△ 6.2
15			2 雑 入	77	77	-	-

説 明	
	千円
一般会計繰入金	
国民健康保険財政調整基金受入金	
前年度繰越金	
税外収入延滞金	
1. 雇用保険料収入	3,244
2. 厚生年金保険料収入	53,834
弁償金	
保険給付費返還金	
1. 滞納処分費	76
2. その他の雑入	1

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度	令和7年度	差引増減(△)	対前年度
				予 算 額 (A)	予 算 額 (B)	(A) - (B) (C)	伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
15	9 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	1	1	-	-
歳 入 合 計				145,485,429	144,783,364	702,065	0.5

説 明

千円

財政安定化基金貸付金

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
16 ～ 19	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	千円 2,010,788	千円 2,718,160	千円 △ 707,372	% △ 26.0
18 ～ 21			2 医 療 費 適 正 化 特別対策費	452,296	414,647	37,649	9.1
20 ～ 21		2 徴 収 費	1 賦課徴収費	517,278	500,092	17,186	3.4

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・193人(うち会計年度任用職員・38人)	1,272,641	(1,261,080)
2. 一般管理費 (国民健康保険運営協議会経費、一般管理費経常事務費、制度改正等に係るシステム改修、 国保事業における業務効率化経費)	738,147	(1,457,080)
関連歳入		
(2) 使用料及び手数料 証明等手数料	308	
(3) 国庫支出金 子ども・子育て支援事業費補助金	73,920	
(4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	64,064	
(8) 諸収入	7,959	
雇用保険料収入	459	
厚生年金保険料収入	7,499	
その他の雑入	1	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・48人(うち会計年度任用職員・48人)	233,146	(220,968)
2. 医療費適正化特別対策費 (シネリック医薬品の普及促進事業、医療費適正化経常事務費、医療費適正化推進事業)	219,150	(193,679)
関連歳入		
(4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	19,003	
(8) 諸収入	17,797	
雇用保険料収入	1,016	
厚生年金保険料収入	16,781	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・60人(うち会計年度任用職員・60人)	271,315	(255,557)
2. 賦課徴収費 (賦課徴収経常事務費、還付事務センター運営経費)	245,963	(244,535)
関連歳入		
(8) 諸収入	82,927	
税外収入延滞金	61,956	
雇用保険料収入	1,175	
厚生年金保険料収入	19,720	
滞納処分費	76	

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
20 ～ 23			2 収納率向上 特別対策費	139,501	134,688	4,813	3.6
22 ～ 25	2 保険給付費	1 法定給付費	1 療養給付費	95,526,014	95,020,492	505,522	0.5
24 ～ 25		▲ 任意給付費	▲ 傷病手当金	-	500	△ 500	皆 減

() 内は前年度予算額

説 明			千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・18人 (うち会計年度任用職員・18人)		91,147 (86,719)
2. 収納率向上特別対策費 (納付勧奨等事業、収納率向上経常事務費)		48,354 (47,969)
┌ 関連歳入			
└ (8) 諸収入		6,913	
雇用保険料収入		398	
厚生年金保険料収入		6,515	
1. 療養給付費		80,984,400 (80,729,800)
2. 療養費		814,500 (862,100)
3. 高額療養費		13,024,800 (12,640,400)
4. 高額介護合算療養費		12,500 (13,000)
5. 移送費		100 (100)
6. 出産育児一時金		455,000 (530,500)
7. 葬祭費		40,400 (41,600)
8. 診療報酬審査支払事務費		194,314 (202,992)
┌ 関連歳入			
└ (4) 県支出金		94,537,900	
保険給付費等普通交付金			
└ (8) 諸収入		249,000	
保険給付費返還金			
国民健康保険における傷病手当金			

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
24 ～ 27	3 国民健康 保険事業費 納 付 金	1 国民健康 保険事業費 納 付 金	1 医 療 給 付 費 分	30,576,218	30,643,870	△ 67,652	△ 0.2
26 ～ 27			2 後期高齢者 支援金等分	10,602,167	10,549,053	53,114	0.5
26 ～ 27			3 介 護 納 付 金 分	3,436,803	3,509,982	△ 73,179	△ 2.1
			4 子 ど も ・ 子育て支援 納 付 金 分	965,728	-	965,728	皆 増
26 ～ 27	4 保健事業費	1 保健事業費	1 保健事業費	174,258	194,839	△ 20,581	△ 10.6

() 内は前年度予算額

説 明		千円
医療給付費分		
関連歳入		
(3) 国庫支出金	1	
災害臨時特例補助金		
(4) 県支出金	1,233,509	
保険給付費等特別交付金		
(6) 繰入金	3,487,889	
国民健康保険財政調整基金受入金		
(8) 諸収入	20,100	
保険給付費返還金		
(9) 財政安定化基金貸付金	1	
後期高齢者支援金等分		
関連歳入		
(4) 県支出金	22,027	
保険給付費等特別交付金		
介護納付金分		
子ども・子育て支援納付金分		
保健事業費		
	174,258 (194,839)
ア. はりきゅう費等	103,001 (106,723)
(はりきゅう費の支給、その他の経費)		
イ. データヘルス保健事業	71,257 (88,116)
(生活習慣病重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣改善推進事業、 二次性骨折予防事業 等)		
関連歳入		
(4) 県支出金	71,538	
保険給付費等特別交付金		

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
26 ～ 29		2 特 定 健康診査等 事 業 費	1 特 定 健康診査等 事 業 費	767,415	779,104	△ 11,689	△ 1.5
28 ～ 29	5 基金積立金	1 基金積立金	1 国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金 積 立 金	36,963	37,937	△ 974	△ 2.6
30 ～ 31	6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 還付加算金	1 償 還 金 及 還付加算金	230,000	230,000	-	-
30 ～ 31	7 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	50,000	50,000	-	-
歳 出 合 計				145,485,429	144,783,364	702,065	0.5

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・10人(うち会計年度任用職員・10人)	45,377 (42,707)	
2. 特定健診・特定保健指導事業 (特定健診事業、特定保健指導事業、特定保健指導の遠隔実施事業)	722,038 (736,397)	
[関連歳入		
(4) 県支出金	264,937	
特定健康診査等負担金	219,945	
保険給付費等特別交付金	44,992	
(8) 諸収入	3,515	
雇用保険料収入	196	
厚生年金保険料収入	3,319	
]		
国民健康保険財政調整基金積立金		
[関連歳入		
(5) 財産収入	36,963	
国民健康保険財政調整基金利子収入		
]		
償還金及び還付加算金		
[関連歳入		
(6) 繰入金	230,000	
国民健康保険財政調整基金受入金		
]		

工. 市立病院機構病院事業債管理特別会計（議案第39号）

（歳入総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
繰入金	660,039 千円	663,578 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %
歳入合計	660,039 千円	663,578 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %

（歳出総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
公債費	660,039 千円	663,578 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %
元金	545,131 千円	541,650 千円	3,481 千円	0.6 %
利子	114,850 千円	121,867 千円	△ 7,017 千円	△ 5.8 %
公債諸費	58 千円	61 千円	△ 3 千円	△ 4.9 %
歳出合計	660,039 千円	663,578 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %

(病院事業債元利償還金の施設別内訳)

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
こども病院	660,039 千円	663,578 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %
法人移行前	233,478 千円	233,478 千円	－ 千円	－ %
元金	184,931 千円	181,450 千円	3,481 千円	1.9 %
利子	48,547 千円	52,028 千円	△ 3,481 千円	△ 6.7 %
法人移行後	426,561 千円	430,100 千円	△ 3,539 千円	△ 0.8 %
元金	360,200 千円	360,200 千円	－ 千円	－ %
利子	66,303 千円	69,839 千円	△ 3,536 千円	△ 5.1 %
公債諸費	58 千円	61 千円	△ 3 千円	△ 4.9 %

※市民病院については、令和6年度償還済

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度	令和7年度	差引増減(△)	対前年度
				予 算 額 (A)	予 算 額 (B)	(A) - (B) (C)	伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
136	1 繰 入 金	1 市 債 管 理 基金繰入金	1 市 債 管 理 基金繰入金	660,039	663,578	△ 3,539	△ 0.5
歳 入 合 計				660,039	663,578	△ 3,539	△ 0.5

説 明

千円

市債管理基金受入金

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
138 ～ 139	1 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	千円 545,131	千円 541,650	千円 3,481	% 0.6
138 ～ 139			2 利 子	114,850	121,867	△ 7,017	△ 5.8
138 ～ 139			3 公 債 諸 費	58	61	△ 3	△ 4.9
歳 出 合 計				660,039	663,578	△ 3,539	△ 0.5

説 明

千円

病院事業債元金償還金

関連歳入 (1) 繰入金 市債管理基金受入金	545,131
------------------------------	---------

病院事業債利子

関連歳入 (1) 繰入金 市債管理基金受入金	114,850
------------------------------	---------

病院事業債償還に要する経費

関連歳入 (1) 繰入金 市債管理基金受入金	58
------------------------------	----

(4) 負担金、補助及び交付金

○負担金(共益費負担金、附帯設備費負担金、諸会議費負担金、工事費負担金、給付費負担金等を除く) (単位:千円)

会計	目	名称	交付先	令和8年度	令和7年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健衛生総務費	福岡市医師会館負担金	福岡市医師会	3,696	5,359	▲1,663	工事費の減
		福岡市立病院機構運営費負担金	地方独立行政法人福岡市立病院機構	2,000,000	2,000,000	-	
		北筑昇華苑組合負担金	北筑昇華苑組合	54,765	55,296	▲531	実績による減
	健康増進対策費	難病相談支援センター負担金	福岡県	8,012	7,937	75	
		健康づくり事業費負担金(地域健康づくり)	各区健康づくり事業実施団体	3,500	3,500	-	
	環境衛生費	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業負担金	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会	21,500	21,700	▲200	事務費の減
	障がい保健福祉費	「こころの病」理解のために～みんなの集い～大会負担金	みんなの集い実行委員会	300	300	-	
		精神保健福祉啓発交流事業開催負担金	精神保健福祉啓発交流事業実行委員会	600	600	-	
	後期	後期高齢者医療保険料等負担金	福岡県後期高齢者医療広域連合	31,565,641	26,092,588	5,473,053	被保険者数増等による保険料納付金の増
後期高齢者医療広域連合事務費負担金		588,810		526,798	62,012	制度改正の周知、広報に係る事務費等の増	
国保	国民健康保険団体連合会負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	67,685	64,262	3,423	単価の増	
	オンライン資格確認等運営負担金	公益社団法人国民健康保険中央会	15,182	12,648	2,534	単価の増	
	国民健康保険団体連合会システム負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	7,442	6,060	1,382	事業費の増	
	地方税共同機構負担金	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	100	100	-		
	収納対策支援事業負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	75	75	-		
	保険者協議会負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	-	125	▲125		
計				34,337,308	28,797,348	5,539,960	

○補助及び交付金

(単位：千円)

会計	目	名称	交付先	令和8年度	令和7年度	対前年度比	備考(増減理由)	
一般	保健衛生 総務費	福岡市献血推進協議会 事業補助金	福岡市献血推進協議会	400	400	-		
		福岡市救急病院協会事業 補助金	福岡市救急病院協会	10,330	10,330	-		
		福岡市医師会保健福祉事業 補助金	一般社団法人福岡市 医師会	60,900	60,900	-		
		福岡市歯科医師会保健福祉 事業補助金	一般社団法人福岡市 歯科医師会	11,900	11,900	-		
		福岡市薬剤師会保健福祉 事業補助金	一般社団法人福岡市 薬剤師会	10,200	10,200	-		
		福岡県私設病院協会事業 補助金	一般社団法人福岡県 私設病院協会	750	750	-		
		福岡県難病団体連絡会 難病相談事業費補助金	福岡県難病団体連絡会	750	750	-		
	健康 増進 対策費	地域健康づくり活動推進 事業補助金	福岡市衛生連合会	29,200	29,218	▲18		
		フッ化物洗口事業補助金	保育園・幼稚園等	1,200	4,320	▲3,120	実績による減	
		食生活改善推進事業補助金	福岡市食生活改善 推進員協議会	784	784	-		
	感染症 対策費	福岡市結核予防費補助金	私立学校又は施設の 設置者	14,693	13,494	1,199	実績による増	
	環境 衛生費	福岡市公衆浴場事業振興等 補助金	福岡県公衆浴場生活衛生 同業組合福岡市支部	1,355	1,355	-		
		福岡市公衆浴場事業振興 対策特例措置利子補給金	普通公衆浴場営業者	65	80	▲15		
		福岡市公衆浴場設備改善 事業補助金		2,000	2,000	-		
		福岡市猫の繁殖制限・所有者 明示推進事業補助金	獣医師団体	750	750	-		
		福岡市マイクロチップ装着推進 事業補助金	犬猫の飼い主	150	150	-		
		浄化槽法定検査手数料補助金	浄化槽設置者又は浄化槽 管理者	3,090	-	3,090	新規	
	食品 衛生費	福岡市食品衛生協会事業 補助金	公益社団法人 福岡市食品衛生協会	20,000	30,000	▲10,000	補助対象経費の見込みの減	
		食品衛生関係団体大会補助金	福岡県社交飲食業生活衛 生同業組合	-	500	▲500	R7終了	
	火葬場 費	(公財)ふくおか環境財団補助金	公益財団法人 ふくおか環境財団	-	15,504	▲15,504	償還終了による減	
	障がい 保健 福祉費	「心の電話-福岡」事業費補助金	特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの 相談室	500	500	-		
		福岡いのちの電話運営事業 補助金	社会福祉法人 福岡いのちの電話	5,000	5,000	-		
		依存症問題に取り組む民間団体 活動支援事業補助金	依存症問題に取り組む民間 団体	4,600	4,600	-		
	国保	福岡市鍼灸師会小呂島派遣 事業補助金	一般社団法人 福岡市鍼灸師会	200	200	-		
	計				178,817	203,685	▲24,868	

2. 条例案

議案第 67 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い子ども・子育て支援納付金賦課額に係る保険料の賦課の方法等について必要な事項を定めるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の基礎賦課限度額を引き上げる必要があるによる。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援金制度の開始に伴う所要の改正

国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る保険料の賦課に係る規定等について所要の改正を行うもの。

【 子ども・子育て支援金制度 】

○少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出するもの。

○子ども・子育て支援法等の一部改正法（令和6年6月12日公布）

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

(2) 保険料の賦課限度額の改正

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の基礎賦課限度額の上限額が、現行の66万円から67万円に引き上げられたこと、及び子ども・子育て支援納付金賦課限度額が3万円と設定されたことに伴い、国の定める上限と同額に改正を行うもの。

【 賦課限度額 】

(単位：円)

	8年度(案)	7年度	増減
基礎賦課分	670,000	660,000	10,000
後期高齢者支援金等分	260,000	260,000	0
介護納付金分	170,000	170,000	0
子ども・子育て支援納付金分	30,000		30,000
合計	1,130,000	1,090,000	40,000

※いずれの年度も国の定める上限額と同額

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 適用区分

この条例による改正後の条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p>第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者を</u></p>

旧	新
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に関する特別会計（以下「県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定</p>	<p><u>いう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に関する特別会計（以下「県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定</p>

旧	新
<p>による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金 _____の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費</p>	<p>による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法 _____（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費</p>

旧	新
<p>納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金</p> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>第11条～第14条（略）</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の5 第11条第1項の基礎賦課額が<u>66万円</u>を超える場合においては、当該賦課額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第14条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>第11条～第14条（略）</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の5 第11条第1項の基礎賦課額が<u>67万円</u>を超える場合においては、当該賦課額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第14条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

旧	新
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）</p>	<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）<u>の額</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>第14条の5の3・第14条の5の4 (略)</p>	<p>第14条の5の3・第14条の5の4 (略)</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第14条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第14条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>
<p>イ・ウ (略)</p>	<p>イ・ウ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第14条の5の6～第14条の5の10 (略)</p>	<p>第14条の5の6～第14条の5の10 (略)</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p>
<p>第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

旧	新
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>第14条の7～10 (略)</p>	<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第14条の7～10 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第14条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第18条の2及び第18条の4から第18条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（子ども・子育て支援納付金賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p><u>イ 第18条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（子ども・子育て支援納付</u></p>

旧	新
	<p><u>金賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)</u></p> <p><u>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>2 第11条第2項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第14条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p>

旧	新
	<p>第14条の14 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の11第1号イに掲げる額の見込み額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を被保険者の数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割 第14条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を18歳以上被保険者の数で除して得た額</u></p> <p>(4) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところ</u></p>

旧	新
<p>第15条 (略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第16条 普通徴収に係る保険料の納期は、4月及び5月を除く毎月15日から同月末日まで(12月にあつては、同月15日から同月28日まで)とする。ただし、月の末日(12月にあつては、28日)が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。</p> <p>2 当該年度における第11条第1項、第14条の5の3第1項又は第14条の7第1項の賦課額(第18条の2の規定が適用される場合は、同条に定める保険料の額。以下「当該年度の保険料額」という。)の各納期において納付すべき保険料の納付額は、当該年度の保険料額の10分の1に相当する額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に</p>	<p>により算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</p> <p>第14条の15 第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額が3万円を超える場合においては、当該賦課額は、3万円とする。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第16条 普通徴収に係る保険料の納期は、4月及び5月を除く毎月15日から同月末日まで(12月にあつては、同月15日から同月28日まで)とする。ただし、月の末日(12月にあつては、28日)が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。</p> <p>2 当該年度における第11条第1項、第14条の5の3第1項、第14条の7第1項又は第14条の12第1項の賦課額(第18条の2の規定が適用される場合は、同条に定める保険料の額。以下「当該年度の保険料額」という。)の各納期において納付すべき保険料の納付額は、当該年度の保険料額の10分の1に相当する額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に</p>

旧	新
<p>係る第11条第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額_____（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額_____、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号（同条第5項_____において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号（同条第4項又は第5項_____において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額</p>	<p>係る第11条第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第7項各号に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第18条の5第1項各号_____若しくは第2項各号（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額若しくは第18条の6第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額、第14条の7第1項の介護納付金賦課額若しくは第14条の12第1項の子ども・子育て支</p>

旧	新
<p>_____又は第18条の2第1項各号に定める額_____、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号に掲げる額の_____算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>3・4 （略） 第18条 （略）</p> <p>（低所得者に係る保険料の減額）</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する</p>	<p>援納付金賦課額又は第18条の2第1項各号に定める額若しくは同条第7項各号に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号に掲げる額、第18条の5第1項各号_____若しくは第2項各号に掲げる額若しくは第18条の6第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>3・4 （略） 第18条 （略）</p> <p>（低所得者に係る保険料の減額）</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する</p>

旧	新
<p>上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第</p>	<p>上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号<u>並びに第7項</u>において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第</p>

旧	新
<p>1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項_____において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計</p>	<p>1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び第7項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計</p>

旧	新
<p>算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在に</p>	<p>算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在に</p>

旧	新
<p>おける当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p>	<p>おける当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p> <p><u>7 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額</u></p>

旧	新
	<p>が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u> <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、</u> <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u> <u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u> <u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u> (2) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることと</u></p>

旧	新
	<p> <u>される金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの</u> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額 </p> <p> <u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額</u> </p>

旧	新
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第18条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項</p> <hr/> <hr/> <p>の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33</p>	<p><u>を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>8 第2項から第4項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第18条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、第14条の5の4、第14条の8及び第14条の13並びに前条第1項(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第7項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33</p>

旧	新
<p>号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)とし、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(未就学児に係る被保険者均等割額の減額)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(出産被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第18条の5 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課す</p>	<p>号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)とし、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(未就学児に係る被保険者均等割額の減額)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 第1項から第4項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2項第1号ア中「第14条第1項第2号及び第2項」とあるのは「第14条の14第1項第2号及び同条第2項において準用する第14条第2項」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第7項及び同条第8項において準用する同条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第18条の5 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者(令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課す</p>

旧	新
<p>る保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）<u>第32条の10の2各号</u>のいずれかに該当する場合には、出産の日。第21条の4第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、</p>	<p>る保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）<u>第32条の10の3各号</u>のいずれかに該当する場合には、出産の日。第21条の4第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、</p>

旧	新
<p>同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。）をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。）をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の12第1項」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第7項及び同条第8項において準用する同条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p><u>第18条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均</u></p>

旧	新
<p>以下略</p>	<p><u>等割額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第18条の2第7項、第18条の4第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項又は前条第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第14条の14第2項において準用する第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>以下略</p>

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金)の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。)に充てるための賦課額をいう。同項において同じ。)</p> <p>二・三 (略) (新設)</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世</p>	<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。</u>次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。)に充てるための賦課額をいう。同項において同じ。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための賦課額をいう。第五項において同じ。)</u></p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額(第六項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世</p>

改正前	改正後
<p>帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この条において「基礎賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険事業費納付金(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金 _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金 _____の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>	<p>帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この条において「基礎賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険事業費納付金(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>

改正前	改正後
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下このイにおいて「特定月」という。)以後五年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。<u>ロ及び次項第七号</u>において「特定世帯」という。)の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。<u>ハ及び次項第七号</u>において「特定継続世帯」という。)の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>九 第三号の基礎賦課額は、<u>六十六万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該後期高齢者支援金等賦課額(<u>第五</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下このイにおいて「特定月」という。)以後五年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。<u>以下この条</u>において「特定世帯」という。)の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。<u>以下この条</u>において「特定継続世帯」という。)の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>九 第三号の基礎賦課額は、<u>六十七万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該後期高齢者支援金等賦課額(<u>第六</u></p>

改正前	改正後
<p>項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。</p> <p>イ <u>ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯</u> 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で^{あん}按分すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該介護納付金賦課額(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額すること</p>	<p>項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。</p> <p>イ <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯</u> 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で^{あん}按分すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該介護納付金賦課額(<u>第六項</u>に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額すること</p>

改正前	改正後
<p>となる額を含む。)の総額(以下この項において「介護納付金賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>となる額を含む。)の総額(以下この項において「介護納付金賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p><u>5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>二 当該子ども・子育て支援納付金賦課額</u> <u>(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p><u>イ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。)の額</u></p> <p>(2) <u>次項に規定する基準(同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)に従い第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p>ロ <u>当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額</u></p> <p>(1) <u>法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u></p> <p>(2) <u>その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額</u></p> <p>ハ <u>当該年度における法第七十七条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>ニ <u>子ども・子育て支援納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。</u></p> <p>イ <u>所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額</u></p> <p>ロ <u>所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額</u></p> <p>ハ <u>所得割総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計</u></p>

改正前	改正後
	<p>額</p> <p>三 <u>当該子ども・子育て支援納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者（第八号において「十八歳以上被保険者」という。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額であること。</u></p> <p>四 <u>前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が第十号の規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額（次号において「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</u></p> <p>五 <u>第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦</u></p>

改正前	改正後
<p>5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十</p>	<p>課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回ることが<u>確実である</u>と見込まれる場合には、<u>厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。</u></p> <p>六 <u>第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。</u></p> <p>七 <u>第二号の十八歳以上被保険者均等割総額は、次項に規定する基準（同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。）に従い前号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額であること。</u></p> <p>八 <u>第三号の十八歳以上被保険者均等割額は、第二号の十八歳以上被保険者均等割総額を十八歳以上被保険者の数に按分して算定するものであること。</u></p> <p>九 <u>第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。</u></p> <p>イ <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。</u></p> <p>ロ <u>特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。</u></p> <p>ハ <u>特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。</u></p> <p>十 <u>第三号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものであること。</u></p> <p>6 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十</p>

改正前	改正後
<p>一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)</p>	<p>一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)</p>

改正前	改正後
<p>の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>五十六万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額(第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得</p>	<p>の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>五十七万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額(第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得</p>

改正前	改正後
<p>が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>五十六万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二</p> <p>四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額_____</p> <p>_____又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額_____</p> <p>_____又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者があ る場合においては、当該世帯の世帯主 に対して賦課する被保険者均等割額(当 該世帯に属する六歳に達する日以後の 最初の三月三十一日以前である被保険 者につき第二項及び第三項_____の 規定に基づき算定した被保険者均等割 額(前各号に規定する基準に従い当該 被保険者均等割額を減額するものとし た場合にあつては、その減額後の被保 険者均等割額)に限る。次号において 同じ。)を減額</p>	<p>が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>五十七万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二</p> <p>四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額<u>及び十八歳以上被保険者均等割額</u>又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額<u>及び十八歳以上被保険者均等割額</u>又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者があ る場合においては、当該世帯の世帯主 に対して賦課する被保険者均等割額(当 該世帯に属する六歳に達する日以後の 最初の三月三十一日以前である被保険 者につき第二項、<u>第三項及び前項</u>の規 定に基づき算定した被保険者均等割額 (前各号に規定する基準に従い当該被 保険者均等割額を減額するものとし た場合にあつては、その減額後の被保 険者均等割額)に限る。次号において 同じ。)を減額</p>

改正前	改正後
<p>するものであること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 世帯に出産する予定の被保険者又は 出産した被保険者(以下この号及び次号 において「<u>出産被保険者</u>」という。)が ある場合においては、当該世帯の世帯主 に対して賦課する所得割額(出産被保険 者につき<u>前三項</u>の規定に 基づき算定した所得割額に限る。同号に において同じ。)及び<u>被保険者均等割額</u> (出産被保険者につき<u>前三項</u> <u>の規定に基づき算定した被保険者均</u> <u>等割額(第一号から第五号までに規定す</u> <u>る基準に従い当該被保険者均等割額を</u> <u>減額するものとした場合にあつては、そ</u> <u>の減額後の被保険者均等割額</u> <u>に</u>限る。次号 において同じ。)を減額するものである こと。</p> <p>九 前号の規定に基づき減額する額は、当 該市町村の当該年度分の保険料に係る <u>所得割額及び被保険者均等割額</u> <u>のう</u> ち、<u>出産被保険者の出産の予定日(厚生</u> <u>労働省令で定める場合には、出産の日)</u> <u>の属する月(以下この号において「出産</u> <u>予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場</u> <u>合には、三月前)から出産予定月の翌々</u> <u>月までの期間に係る額を基準として算</u> <u>定した額であること。</u> (新設)</p>	<p>するものであること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 世帯に出産する予定の被保険者又は 出産した被保険者(以下この号及び次号 において「<u>出産被保険者</u>」という。)が ある場合においては、当該世帯の世帯主 に対して賦課する所得割額(出産被保険 者につき<u>第二項から前項までの規定に</u> <u>基づき算定した所得割額に限る。同号に</u> <u>において同じ。)並びに被保険者均等割額</u> <u>(出産被保険者につき第二項から前項ま</u> <u>での規定に基づき算定した被保険者均</u> <u>等割額(第一号から第五号までに規定す</u> <u>る基準に従い当該被保険者均等割額を</u> <u>減額するものとした場合にあつては、そ</u> <u>の減額後の被保険者均等割額及び十八</u> <u>歳以上被保険者均等割額)に</u>限る。次号 において同じ。)を減額するものである こと。</p> <p>九 前号の規定に基づき減額する額は、 当該市町村の当該年度分の保険料に係 <u>る所得割額並びに被保険者均等割額及</u> <u>び十八歳以上被保険者均等割額</u>のう ち、<u>出産被保険者の出産の予定日(厚生</u> <u>労働省令で定める場合には、出産の日)</u> <u>の属する月(以下この号において「出産</u> <u>予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場</u> <u>合には、三月前)から出産予定月の</u> <u>翌々月までの期間に係る額を基準とし</u> <u>て算定した額であること。</u></p> <p>十 <u>世帯に十八歳に達する日以後の最初</u> <u>の三月三十一日以前である被保険者</u> <u>(以下この号において「十八歳未満被</u> <u>保険者」という。)がある場合におい</u> <u>ては、当該世帯の世帯主に対して賦課</u> <u>する被保険者均等割額(十八歳未満被</u> <u>保険者につき前項第六号の規定に基</u> <u>き算定した被保険者均等割額(前各号</u> <u>に規定する基準に従い当該被保険者均</u> <u>等割額を減額するものとした場合に</u> <u>あ</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p><u>つては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。)を減額するものであること。</u></p> <p><u>十一 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額であること。</u></p>

3. 組織編成案

変更

令和7年度 (R7.4.1時点)		令和8年度 (R8.4.1時点)	
保健医療局	354	保健医療局	356
1 保健所長 8部 27課 80係 20主査 ※会計年度任用職員 任期1年114名 任期1年未満3名		1 保健所長 8部 27課 80係 20主査 ※会計年度任用職員 任期1年116名 任期1年未満2名	
理事		理事	
— 総務企画部	59	— 総務企画部	58
— 総務課	7 (総務係、財務係)	— 総務課	7 (総務係、財務係)
— 保健医療政策課	6 (企画係、主査)	— 保健医療政策課	6 (企画係、主査)
— 保険年金課	23 (管理係、資格・賦課係、収納企画係、収納管理係、 国保システム係、国民年金係)	— 保険年金課	22 (管理係、資格・賦課係、収納企画係、収納管理係、 国保システム係、国民年金係)
— 保険医療課	16 (給付係、医療費適正化係、特定健診推進係、 医療助成係)	— 保険医療課	16 (給付係、医療費適正化係、特定健診推進係、 医療助成係)
— 病院事業課	6 (事業調整係、主査②)	— 病院事業課	6 (事業調整係、主査②)
— 健康医療部	34	— 健康医療部	35
— 地域医療課	8 (地域医療係、医療支援係、主査)	— 地域医療課	8 (地域医療係、医療支援係、主査)
— 地域保健課	14 (健康づくり係、健診推進係、栄養指導係、主査②)	— 地域保健課	14 (健康づくり係、健診推進係、栄養指導係、主査②)
— 口腔保健支援センター	2 (口腔保健支援係)	— 口腔保健支援センター	2 (口腔保健支援係)
— 精神保健福祉センター	9	— 精神保健福祉センター	10
副所長	(管理係、相談指導係、社会復帰係、自殺対策係)	副所長	(管理係、相談指導係、社会復帰係、自殺対策係)
— 生活衛生部	49	— 生活衛生部	49
— 生活衛生課	9 (墓地等管理係、動物愛護管理係、主査②)	— 生活衛生課	9 (墓地等管理係、動物愛護管理係、主査②)
— 動物愛護管理センター	14 (東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター)	— 動物愛護管理センター	14 (東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター)
— 食肉衛生検査所	15 (病理検査係、微生物検査係、理化学検査係)	— 食肉衛生検査所	15 (病理検査係、微生物検査係、理化学検査係)
— 食品衛生検査所	10 (鮮魚市場係、青果市場係)	— 食品衛生検査所	10 (鮮魚市場係、青果市場係)
保健所	176	保健所	178
— 健康危機管理部	18	— 健康危機管理部	18
— 健康危機管理課	17 (企画調整係、予防接種係、主査)	— 健康危機管理課	17 (企画調整係、予防接種係、主査)

令和7年度（R7.4.1時点）	令和8年度（R8.4.1時点）
<ul style="list-style-type: none"> — 感染症対策部 24 <ul style="list-style-type: none"> — 感染症対策課 23 (企画管理係、感染症対策第1係、感染症対策第2係、結核対策係、主査③) — 精神保健・難病対策部 26 <ul style="list-style-type: none"> — 精神保健・難病対策課 25 (事業調整係、精神保健福祉第1係、精神保健福祉第2係、難病疾病対策係) — 地域衛生部 107 <ul style="list-style-type: none"> — 医薬務・衛生推進課 9 (くらしの衛生係、医薬企画係、主査) — 食品安全推進課 7 (食品安全企画係、食品衛生係) — 東衛生課 13 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 博多衛生課 22 (環境係、食品第1係、食品第2係、医薬務係、主査) — 中央衛生課 18 (環境係、食品第1係、食品第2係、医薬務係、主査) — 南衛生課 10 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 城南衛生課 8 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 早良衛生課 10 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 西衛生課 9 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 保健環境研究所 35 <ul style="list-style-type: none"> — 保健科学課 22 (主任研究員⑥) — 環境科学課 12 (管理係、主任研究員③) 	<ul style="list-style-type: none"> — 感染症対策部 24 <ul style="list-style-type: none"> — 感染症対策課 23 (企画管理係、感染症対策第1係、感染症対策第2係、結核対策係、主査②) — 精神保健・難病対策部 28 <ul style="list-style-type: none"> — 精神保健・難病対策課 27 (事業調整係、精神保健福祉第1係、精神保健福祉第2係、難病疾病対策係、主査) — 地域衛生部 107 <ul style="list-style-type: none"> — 医薬務・衛生推進課 9 (くらしの衛生係、医薬企画係、主査) — 食品安全推進課 7 (食品安全企画係、食品衛生係) — 東衛生課 13 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 博多衛生課 22 (環境係、食品第1係、食品第2係、医薬務係、主査) — 中央衛生課 18 (環境係、食品第1係、食品第2係、医薬務係、主査) — 南衛生課 10 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 城南衛生課 8 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 早良衛生課 10 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 西衛生課 9 (環境係、食品係、医薬務係、主査) — 保健環境研究所 35 <ul style="list-style-type: none"> — 保健科学課 22 (主任研究員⑥) — 環境科学課 12 (管理係、主任研究員③)